

れをスタートさせるということでありま。御案内のとおり、そのための関係法律をたいたい国会に提出をし、最後の本格的な審議が得ますよう趣旨説明の一日も早からんことをお願い申し上げておるというのが今日の現状であります。

それと同時に、国有鉄道の今日的な状況は、提出されたこの法律に書いておられますように、過剰状態にありますし、合理化は必要なことであります。このこと、国有鉄道の再建に関する臨時措置法に基づきまして、事業運営の改善のために所要の措置を講ずることが大事である、こういうことから余剰人員に対する考え方として希望退職を募り、そのことで効率的な経営に取り進めてまいるといふことで、現状置かれておる姿をそのままお願いを申し上げて、ひとつ御理解を得たい、こういうことでもあります。

○左近委員 私がこの言葉を特に取り上げるのは、この「並行」という言葉は、広辞苑を引いたら、「ならび行くこと。また、ならび行われること」といふことなんです。今大臣の答弁を聞かせていただくと、現在政府が進めておる国鉄の分割・民営化を前提として本法案の措置を講じるといふ見解に聞こえるわけですが、そういうことですか。

○三塚国務大臣 政府とすれば、前提としていふことを現状の中において踏まえざるを得ない。まあ、前提とするといふのは、法律的な意味の前提という意味でこの緊急措置法といふことではありませんが、お互い政治家として、今日の改革のスケジュール、またそのための諸準備というものがすべて頭の中に入れて考えておるといたしますれば、順調に国会の御審議をいただいて、六十二年四月一日これがスタートを切られるという政府の考えておる最も望ましい形に相なってくるというところでベストを尽くすのも、法律を出した政府とすれば、また当然の立場でありますし、そういう点で、それとのにらみの中で今日過剰人員と言われる方々について、かねがね申し上げておりますとおり、政治の決定、国会の決定によって、改

革のために生ずる、我が意思に反して転退職をせざるを得ないという方に対しては、一人といえども路頭に迷わせることのないように措置を講じていく、その一つの前提といえますか、望ましい姿と言ふ方が正解だと思ふのです。

そういう姿の中で、本人の意思によって希望退職をされる方については、特別給付金を支給することによりまして、全体として、今日的な課題とすれば、国鉄の経営がコンパクトになり、合理的に法審議が望ましい姿、あるいは国会でありますから、国会の結論によってスタートを切らさせていただきます。国鉄の経営がコンパクトになり、合理的に法審議が望ましい姿、あるいは国会でありますから、国会の結論によってスタートを切らさせていただきます。国鉄の経営がコンパクトになり、合理的に法審議が望ましい姿、あるいは国会でありますから、国会の結論によってスタートを切らさせていただきます。

また国鉄という鉄道の再生のためにも大事なことでないか。言うなれば不即不離、相関関係、率直に言いますと、今回のこの特別措置法という形に相なっておりますが、法制の立場からいいますと、今日の課題にたえさせていただくといふ法制に相なっております。御審議をいただいております、こういうことでもあります。

○左近委員 今日までの審議で、本法案は国鉄の分割・民営とは関係ないといふことをあなた方答弁されているわけですが、しかし現実問題は、これは政府が考えておる分割・民営の前提条件的な法案なんですね。だから、大臣のお話はいつもつきりしておるのだけれども、あつちへ行つたりこつちへ行つたり、あなたはききようはこの答弁に關しては非常にいいです。私は、これは時間がないから、これ以上やしません。

我が党は、この法案といふのは一段ロケットといふようなことを言っているわけですが、政府が考えておる国鉄分割・民営の前提的な法案、そういうような理解をしていかざるを得ないわけですが、したがって、余剰人員問題等も総合的な観点からこれから少し質問をしていきたい、このように思ひます。

まず、特定債務の問題ですが、五兆五百九十九億円の一般会計への肩がわり、このことは国鉄の財政再建のための将来も含めた制度的なものとして理解をしていかざるを得ないか、いかがですか。

○棚橋(泰)政府委員 五兆五百九十九億を一般会計に今回の法律で肩がわりをいたしたいといふことは、先ほど来大臣がお答え申し上げておりますように、これは当面六十一年度で緊急に講ずべき措置といふふうな位置づけをいたしております。

ただ、その結果、この五兆五百九十九億の利子の支払いは国鉄は免除されますし、またこの法律の中にございまして、全体の元本の償還というものも一定期間猶予されるというふうな意味におきまして、これは将来の国鉄の財政の健全化といふことに資するものであることは間違いないと思っております。

○左近委員 私は、今回のこの措置といふのは、かなり制度的なものとして理解をしていいのか、六十一年度ばかりのことなのかといふことをお聞きしているのです。

○棚橋(泰)政府委員 長期債務の返済でございしますから、当然将来に向かつてのものでございします。

○左近委員 そこで、「償還期限及び据置期限」といふのは、政令で定める」と二条一項になつているわけですが、具体的にどういふ方法ですか。

○棚橋(泰)政府委員 これにつきましては、今先生御指摘のように、「政令で定める」といふことになつておまして、国の財政状況その他を勘案しながら、どのような条件にするかといふことは、政府部内で現在検討中でございします。

○左近委員 大体どういふものか、法案を出される限り考え方があつたと思ふのです。

○棚橋(泰)政府委員 まだ検討中でございしますけれども、一応四年据え置き、二十一年償還といふようなことでどうだろうかといふことで、現在検討を進めております。

○左近委員 この五兆五百九十九億は資金運用部資金だと思ひますが、五十九年度末の資金運用

部資金による長期債務は幾らあるのですか。

○前田説明員 運用部からの長期借り入れでございしますが、今お話しございました特別勘定に入つています五兆五百九十九億のほかに、国鉄の一般勘定の方で借り入れております資金運用部からの資金が六兆九百六十九億でございします。

○左近委員 これは全部合算して六兆九百六十九億円ではないのですか。資金運用部からどれだけ……。

○前田説明員 それでは、全体を申し上げますが、国鉄の長期借入金、大きく分けますと一般勘定と特別勘定に分けておまして、特別勘定の方がさつき申し上げました棚上げの五兆五百九十九億でございしますが、戻りまして、一般勘定について申し上げますと、一般勘定で六兆九百三十億といふのがございします。これは政府からお借りしているお金でございまして、そのうち借入先を分けますと、資金運用部からは六兆九百六十九億でございします。その他、政府からのお金といたしましては、簡易保険局とか……。

○左近委員 いや、それは結構。せつかくこういう措置をやるのであれば、五十九年度末の資金運用部資金の債務の金額をなぜ対象にしなかつたのですか。

○棚橋(泰)政府委員 先生、歴史的なことを御存じと思ひますけれども、ちよつと申し上げますと、この五兆五百九十九億というのは、昭和五十五年度に棚上げ措置を講じたものでございします。もうちよつと正確に申し上げますと、昭和五十二年に二兆五千億、その後五十五年に至りましてそれを増額いたしまして、五兆五百九十九億といふものを国鉄の財政状況から見まして棚上げ措置を講じたわけでございします。それが五年据え置きといふことになつておまして、その五年の期限が切れまして、昭和六十年から償還期が来ておるわけでございします。それを一年猶予してもらひまして、六十一年度で措置をしたわけでございしますけれども、そういうことで、もともと五兆五百九十九億というのは別勘定、特別整理勘定の方に

入っておたわけでございます。したがいまし

て、今回の措置は、従来五十五年度の法律で棚上げをいたしましたものが償還期にきたものについて、これを一般会計に振りかえるという措置でございまして、その他の運用部からの借り入れとはもともと区分されておる性格のものでございまして、したがいまして、今回はそれについて緊急措置を講じよう、こういうことにいたしましたわけでございます。

○左近委員 今言われているように、五十五年の法律がございます。これは理論的にもよくわかるのです。しかし、せっかくこういう六十一年度の法を今、国会で審議しておるのであれば、もう少し残っておる資金運用部資金をこの法の中に加えることは可能でしょうか。なぜやらなかったか。すつきりするでしょうか。いかがですか。

○棚橋憲政府委員 先生おっしゃるように、全部やれば大変すつきりするわけでございますが、やはりこれは国の財政事情もございまして、それから基本的に、国鉄の長期債務というものの全体は、今お願いをいたしております改革法の中で処理を考えていくということでございまして、この法律は、当面少しでも緊急状態を緩和するため、従来特別勘定で整理をいたしておりますものを一般会計に振りかえるということでございまして、残るものにつきましては、他の長期債務などと一緒には本策として、長期債務を国鉄の経営から切り離して処理をするという閣議決定等でお示しをしておりますような方向で処理をしていきたい、こういうふうな思っております。

○左近委員 私はこの問題だけで余りやり合いたくないのですが、今後の国鉄改革も含めて考えた場合、やはりすつきりするものはできるだけ事前にしておいたかどうかということなんです。これは今後長期債務問題についての論議の場もあるでしょうから、またその場に譲りたいと思います。そこで、国鉄の長期債務が六十年の三月末で二十一兆八千二百六十九億円、これは間違いないですね。

○前田説明員 そのとおりでございます。

○左近委員 このうち民間の金融機関からの長期債務の額はどれくらいあるのですか。

○前田説明員 国鉄の債務には、借入金形でやっておりますのと、債券の形で出ておりますが、借入金として借り入れておりますのが、五十九年度末で五千四百八十九億でございます。

○左近委員 この民間から借り入れておる五千四百八十九億円の金融機関別、また各金融機関からどれだけ融資をしてもらっているか、これを明らかにしていただけないか。

○前田説明員 各金融機関個々の名前はちよつと差し控えていただきたいと思います。業態別に申し上げますと、五千四百八十九億の内訳でございますが、信託銀行が千六百二十二億でございます。それから保険会社、これは生命保険、損保会社、両方入っておりますが、千八百九十七億でございます。それから農林系の金融機関で千三百三十五億、その他信用金庫の上部機関等を含めまして六百三十五億でございます。

○左近委員 信託銀行、保険会社、農林系金融機関、その他、この各金融機関名がなぜ答弁できないのですか。

○前田説明員 私ども個々に御相談してお願いをいたしまして、各金融機関に引き受けていただいておりますが、それぞれ各金融機関の経理上の問題、各金融機関の経理を明らかにするようにならないますので、こちらからはちよつと申し上げるわけにはまいりません。

○左近委員 私が資料請求したら、あなた、今答弁されたように、借入先別の金額を公表することは、金融機関の個々の経理を明らかにすることになり、迷惑をかけることになりませんか、明らかにすることはできませんと言いますが、なぜ民間の金融機関の会社の名前、どれだけ融資をしておるか明らかにできないのですか。私はどうも合点がいかぬですね。

○前田説明員 金融機関を今業態別に申し上げたわけでございますが、例えば信託銀行と申し上げますと、これは多少立ち入って申し上げますと、信託銀行が七社ございまして、その七行から借りております。それから保険会社と申し上げましたが、これは生保、損保、各ございまして、生保関係で約二十社、損保で二十一社ございまして、それぞれこういうところからお借りしているということでございます。個々の会社名はちよつと控えていただきたいと思います。今のお話で大体おわかりいただけたかと思ひます。

○左近委員 私は、この民間の金融機関の機関名あるいは会社の名前、こういうものを明らかにしてもいいという強い考え方を持っておりますが、きょうはまあいろいろ事情もあるでしょうから、先へ行きます。

○左近委員 それでは、国鉄は五千四百八十九億円というかなりの金額を民間の各金融機関から借りておるわけですが、国鉄がこういう借金をする場合、どんな返済保証をしておるのですか。普通の場合、いろいろ担保というかそういうものは当然あるはずですが、これはどうなっていますか。

○前田説明員 一般的に、債券の形で借り入れておりますものは、一部政府保証がついておるのがございます。政府保証でございます。その他、一般担保がついております。ただ、民間からの今申し上げました五千四百八十九億につきましては、無担保でございます。

○左近委員 これは世間常識で、五千億を超える金を無担保で貸しておるようなところがありますかね。常識的にどうですか。

○前田説明員 私どもちよつと民間に大変うといところがございますが、まあ場合によつては無担保で借りておるようなところもあるかと思ひますが、一般的には担保をとるのが通例かと思ひます。

○左近委員 結局、五千億を超えるお金を民間の金融機関は国鉄に対して無担保で貸しておる。これは国鉄がそれだけ信用があり、国鉄というのはかなり優良な企業だというように思われているのか、無担保で五千億を超える金を貸すということ

は、銀行側としても、やはり何かの期待感があるのじゃないかと思うのです。だからこの問題は、私はこういうことは言いたくないわけですが、例えばこれから国鉄の土地売却に対して、融資を受けておる金融機関の系列の不動産会社、こういうものに特別な配慮をしていくのではないかと、このような疑惑の目がやはり向けられると思うのですが、この点はどうですか。

○杉浦説明員 今まで用地の売却につきまして、国なり地方公共団体というような場合には例外でございますが、一般的には公開競争入札というところで、どなたが入札に応じても構いません。したがって、結果的にはすべてもうガラス張りになつておるわけでございます。今おっしゃいましたような金融機関のひもがついておるからどうのこのこととは全然関係ございません。

○左近委員 それでは、今いろいろ雑誌や週刊誌にたくさん書かれておるわけですが、国鉄本社は三菱だ、新宿は三井だ、汐留は住友と、こういうようなことが言われているわけですが、こういうことはもう絶対にあり得ないと、大臣、明確に言えますか。

○三塚國務大臣 これは週刊誌やそれぞれの本の書き過ぎだと私は思つておるのです。改革というのは、国民の共有財産をどうやって国民の理解を得て再生、新生に向けて進めるか、この一点にあるわけでございます。運輸省といたしまして、また国鉄総裁、国鉄側といたしまして、まさにその一点で国民の共有財産をきちつと再生、再生させるためにはいかなる方法を講ずべきか、こういう視点で物を考えておりますので、衆参両院の予算委員会でも明言させていただいておりま

すように、いささかもそういう疑念のありませんように処置してまいります。

それで、余りおもしろおかしく書いておりますものでありますから、そういうことについて、自由社会でありますので、書くのをやめるとも言えないものでありますから、それはそれでそちらの御勝手でありまして、少なくとも政府として、また国鉄

本社といたしまして、ただいま申し上げました基本方針の通りやられておることでありまして、万々一さようなつながりの中で事が行われておることとはございせんし、またあつてはならない、こういうことであります。

○左近委員 今の大臣の答弁、これは筋が通つていふと思ひます。しかし国鉄は民間の金融機関から五千億を超える金を担保なしで貸してもらつておる。それなら国民なり世論は、担保なしでそんな大きな金を何で貸しておるのや、何か見返りあるのと違ふか、こう思ふのは……（「借すの勤ぐりだ」と呼ぶ者あり）いや、借すの勤ぐりじゃないですよ。そうでしょうが、あなただつて担保なしで億の金を借りられますか。

だから、やはりそういう疑惑という疑問があるような形というのを、これからの国鉄改革に当たつてすつきりさせておくべきじゃないか。したがつて、今五千億ちよつとある民間の金融機関からの借り入れを公的資金に振りかえていく、こういう措置を土地の問題が起る前に政府としてやるべきじゃないか、こう私は思ふのですが、いかがですか。

○棚橋（憲）政府委員 今、先生おっしゃる通りに、現在民間から五千億を超えるお金を無担保で借りております。これは基本的には、やはり国鉄が国の機関であるということから、その信頼性でお貸しをいただいておりますというふうに理解をいたしております。

それから、それじゃそれを公的資金に切りかえたらどうか、こういうお話でございますけれども、御承知のように、借入金とは約定によつて返還をすることとしておりますから、それについて基本的には返済期が来たものを返済していくという形になりますので、これをにわかに公的資金に切りかえるということは、金融の常識としてはなかなか難しいのじゃないかと思ひます。

さらにまた、現在そうでなくとも毎年一兆数千億を資金運用部から借りておるわけでございまして、公的資金の枠の限界というものもございま

す。基本的には、従来から金融の多角化といううな観点から民間資金も国鉄にかなり入れておるわけでございまして、公的資金に振りかえるということにもおのずから限界があるというふうに考えております。

○左近委員 いや、僕は少し物のとらえ方が違ふのですよ。今言われている御説明も、私はよくわかりますよ。だけれども、言論の自由の国だから、雑誌が書こうと週刊誌が書こうと、これは我関せずだ、これはある面では民主主義の世の中では通らないと私は思ふのですよ。だから、もう少しやはり神経質にこの問題を考へていただく必要があるのじゃないか、こういうことを言つてゐるわけですよ。したがつて、一挙に公的資金に振りかえは無理にしても、徐々にそういう方向に努力をしていくということとは可能なんじゃないですか、どうですか。

○棚橋（憲）政府委員 今、国会に提案してお願いをしております法律の方の語に入つてしまひますけれども、先生今おっしゃいましたような土地の売却その他というのは清算事業で行うわけでございまして、これは現在の国鉄の経営とは別の形にして、債務は清算事業団に持つてまいります。

その清算事業団というのは、依然として公的色彩を持つた形でございまして、したがつて、今民間金融機関からお金をたくさん拝借してゐるからといつて、その清算事業団が土地の処分その他について何らかの義務を負ふとかいう形にはならない。基本的には、おっしゃいますように、清算事業団の方には、主として公的資金で賄ふ、公的資金の債務の方をつけかえる、こういうふうな考え方になりますので、土地の問題と民間金融機関からの借り入れという話については直接リンクはしないような形で処理をされますし、また清算事業団におきます土地の売却につきましては、再三お答え申し上げておりますように、第三者機関の意見を聞く等、公開競争入札というようにことでガラス張りややつていくということを考へております。

○三塚國務大臣 本件は大事なポイントですから申し上げられども、それはおっしゃるとおり財投資金から全部やつてもらへば一番いいのですよ。ここに部会長おられますが、私も部会長をやつておりました当時から、そのことで大蔵当局と交渉したことが何回もあるのです、なぜこれで行つてくれないかと。ところが御案内のとおり、財投も窮乏を告げておりました、他の使用用途もこれあり、その中でぎりぎりいづばい財投から出しますのは、七対三ですとか六対四ですとか、あとは民間で努力しろとか、こういうふうになんだん追い詰められてきておるわけですね。そういう中で財投の振りかえが極めて難しい。ですから、民間の金融機関といつても、我が国の金融機関はほとんど公的な性格を持った金融機関ということ、それは総裁初め担当常務が各金融機関にその足らず前を懇請をしてお借りをしてまいります。ですから、これは年度が来ますと、絶えず借りかえ、借りかえという形の中で進んでおるといふふうに理解をしておるし、間違ひがない、こう私は思つております。

このことからいいますと、私もある銀行の関係者と会つたことがあるのでありますが、本当はもう手いっぱいですから貸したくないわけですよ。しかし、利子はきつともらえる、これが一つあります。それと、貸したくないといふものの、貸してやつてくれ、これは公企体として国家の事業じゃありませんか、そういう意味で国家の機関と言われますれば、金融機関は貸さざるを得ない、こういうことになります。相手側からいいますと、逆に、やはり公企体だからやむを得ない、国鉄だからやむを得ない、こういうことであります。すし、政府全体の保証という感じが公企体の場合は存在をするわけでありまして、親方日の丸でありますから、これで取りつぱうればないといふのが一つ根底にあるわけでございまして。

そういう点で、金融機関には多分御迷惑をかけるおそれ、ある農業団体では、これは共済の資金団体であります、これも実は私が担当したことがあるのです。その農業団体は、もう貸すのは勘弁してくれと言ふのです。しかし、それは頼むよ、こういうことで当時アドバイスをした経験も実はありまして、それは御懇請を申し上げて資金繰りをしておるといふのが今日の現状だといふふうに御理解をいただきますれば、すんなりと物事が理解いただけるのではないだろうか、こう思つております。

○左近委員 まあ国鉄が正常な状態であれば、大臣の今言われていることも私はよくわかる。しかし、今は異常な状態であり、また異常な改革をしていかなければならない時期です。そういう時期に、世間の商取引では、融資をしたら当然それに見返りの担保というものが要る、こんなもの世間の常識ですよ。政府だから担保要らぬのだ、信用貸ししてもらへるのだというその裏には、やはり何か国鉄も便利供をするんじゃないかといううな目で見られても、私はいたし方ないと思ふのです、そうでないにしてもです。したがつて、そういう要素のあるものについては、今回の大改革に当たつては事前に整理をしておくべきだというのが私の考え方なんです。

これ以上私は言いませんよ。大臣、私の言ひ分もわかるでしょう。どうですか。――首振らぬでちよつとマイクの前で言つてくださいよ。

○三塚國務大臣 御趣旨はよくわかります。ですから、前段申し上げましたとおり、いささかも国民の皆様から疑惑を受けるような方式ではないかぬ。改革がスタートするときに、審議官も総裁も言われておりますように、ガラス張りできつちりとした方向で、それで第三者機関によつてその評価なり処分の方式を進めてまいります、こう申し上げておるのはそういうことでございまして、御趣旨はよくわかりますから、さらにこの論議の中で幹部の方々皆聞いておられるわけでありまして、さうなことの形を取り進むものと御理解いただければ幸せだと思ひます。

○左近委員 次に、要員関係に移りますが、再確認するために、当委員会にも資料が提出されてお

○棚橋(泰)政府委員 監理委員会の「意見」の中

にそういう部分があることは事実でございます。それが私どもの判断材料になったということも事実でございます。

ただ、監理委員会そのものも、特段二万人というものに先生おっしゃるような根拠を置いたわけではございませんで、できる限り多くということだけども、二万人程度というものを希望退職で募集し、残りの四万一千人というものについて旧国鉄において措置をするという分類をしただけでございます。私も別に監理委員会が二万人と言ったから二万人が金科玉条ということではございません。考え方は先ほど来申し上げておるようなことでございます。

○左近委員 だから、希望退職を募集する場合、現在余剰人員は三万八千人ある。その中で何人ぐらいにしようか。これは何人を目標にするというのはなかなか理論的にわからぬわけですね。たまたまこれは監理委員会が二万という数字を出しているから二万にしようか、こうなつたのでしよう。正直に言われたらどうです。

○橋本委員 政府委員 監理委員会の「意見」につきましては、これを最大限尊重するというところでございまして、私も「意見」をいただいたので、政府として今後法律等いろいろお願いをしていく段階においては、監理委員会の「意見」は尊重はいたしますが、政府としてのみずからの考え方に基づいて御説明申し上げ、御納得、御理解をいただいて法律をお願いしたいと思っております。

今回のこの二万人というのは、監理委員会の「意見」の中にございすけれども、監理委員会の「意見」そのものも二万人でなければならぬというところではなくて、一つの計算根拠として二万人程度の希望退職を募集し、残り四万一千人を旧国鉄、こういうことを言っておるわけではございませんから、特段それに拘束されるというような考え方でこの二万人というものを考えたわけではございません。

○左近委員 確定しない問題でこれ以上時間を使

うのはやめておきます。

そこで、希望退職はあくまでも希望であり、職員の意味に基づく申し出によるものである。割り当てや強制、強要はしないということをはっきり約束できますか。

○杉浦説明員 希望退職はその呼称のとおり職員の希望によつて行ふ、こういうことでございす。強要、強制はいたしません。

○左近委員 それでは、今総裁が言われた強制、強要はしないという保証は、どのようにするのですか。あなたの答弁だけでは保証にならぬ。

○杉浦説明員 希望退職のやり方につきまして、その手続、それから、これは当然に就職先等も決めまして行ふわけでございますので、一連の諸条件というものを明示いたしまして、職員の一人一人に希望退職に伴ういろいろな問題の中身をよく説明をいたします。そしてその説明に応じて手を挙げてもらえる方について、当局が判断をする、こういうことでございす。また希望のあった方についての就職先の結びつき、これも希望を受けた後において十分に考えていくということでございます。強要、強制をしない証明をしろといつても、なかなか証明はできないのです。が、これから行おうとします我々の諸作業というものは、今申し上げましたような手順でやりますので、ひとつ御信用いただきたい、こういうことでございす。

○左近委員 今、総裁が言われたこと、私もこれから質問しますが、いろいろな再就職先の問題も非常に大事ですが、やはり強制、強要はしないという保証を職員の団体とか労働組合とやるべきじゃないのか、これが総裁として、管理者の最高責任者としての保証になるんじゃないかと私は思ふのです。その点いかがですか。

○杉浦説明員 希望退職の周知徹底をするわけではございますが、その際に、先ほど申し上げましたようないろいろな問題が出てまいりますので、組合とも十分にお話し合いをいたします。その際、今御懸念の強要、強制ではない、これはあく

までも本人の希望でありますということを明確に組合には申し上げます。

○左近委員 私は、総裁の言われている意図はわかります。だけれども、説明するとかそういうのではなしに、これはやはり協議をしなければならぬことではないですか。この機会に大量の希望退職を募集するわけでありまして、強制、強要はしない、それをやはり国鉄全職員に信用してもらわなければなりません。そのためには、やはり職員の団体である労働組合とつきつりと労使交渉のルールというものが、そういうものを確立をしなければならぬじゃないか、私はこれがこの保証の大前提だと思ふのですが、この点、総裁、もう一度答弁してください。

○杉浦説明員 希望退職そのもののあり方、基本問題というのは、法律による退職金の積み増しとかいろいろ法的なものが前提になっているものが多いわけではございません。したがって、そういうものについて団体交渉で決める、こういうことではないと思ひます。これはもう法律で決まるわけでございます。しかし、その他の一般的な運用、いろいろ問題があると思ひますが、そういう運用の問題、手続の問題、こういう点については組合と十分に交渉いたします。その際に、今申し上げましたように強要、強制はしないということは明確にいたします。

○左近委員 これは法があるわけですから、ハードの面は確かに総裁がおっしゃるとおり。しかし、私は、ソフトの面、人の心というか職員の感情というか気持ち、そういうものをやはりしっかりと受けとめていかねと、これからの大改革は難しいと思ふのです。だから、正常な労使関係のルールをこの機会にぜひとも確立をしてほしい、このことを私は強く言いたいと思ふのです。

大臣、いかがですか、今私が何回か総裁とやりとりしていることを聞かれて。

○三塚国務大臣 本問題はもとより労使の基本問題でありまして、特にこういう改革は、労使が共通のコンセンサスに立つということを取り組まれ

るものだと思ふのです。先ほど来、これは本年度限りか、それとも改革の前提か、こういう御質問の際にも申し上げたわけでありまして、政治はそういう流れにあるわけでありまして、まさにそういう意味で、改革のコンセンサスをお互いの誠心誠意の話し合いの中でこれをつくり上げてまいり、これなくして本改革は成功しないと私は思っております。

それと、希望退職のただいまのやりとりでございますが、まさに総裁が強制、強要はしないと言うわけではございませんから、それはそのとおりいわれるべきものであらうと思ひ、それを私どもは受けて、政府として今回特別給付金制度、こういうことで、そこまで御決心をいただく皆さんに對しましては、精いっぱいその心を示していく、また経済的にもきょうにさしていくことが政治として当然であらう。こんなことの中で進めさせていただいておる流れも、まさにそういうところにあるわけでありまして。

○左近委員 大臣の答弁もいろいろですが、この強要、強制しない保証というのは、今大臣の言われたことも大事です。しかし、やはり組合員の心と職員の心をしっかりと結びつけていくためには、労使関係のルールを確立してほしい、このことが私は今総裁が言われた強要、強制をしない保証の大きな一つの柱ではないかということを、先ほどから何回もやりとりしているわけなんです。その点について大臣、答弁してください、的外れじゃない。

○三塚国務大臣 本件は、いろいろ本委員会の論議を踏まえながら、その都度国鉄総裁からも担当からもお聞きをいたしておるわけでありまして、大変うまいことおつたというふう聞いておるわけです。(左近委員「何がうまいことおつた」と呼ぶ) いや、そのルールがですね。だから従前の方向でやられておる、こういうことで、ただいまのところそれを信頼を申し上げておるわけだし、しかし、論議が国会で出ておるわけでありまして、さらに心されましてお取り組みを賜りたい。

きょうもこうやって総裁初め担当常務も皆さんいらっしゃるわけですから、左近議員の御心配なりそういうことはしかと心して進まれるもの、こう思っております。

○左近委員 私、くどいようですが、この希望退職を募集するに当たって、あくまでも本人の希望である、強制、強要はしない、この保証は、やはり国鉄の関係組合との正常な労使関係、このルール、こういうものを確立することが、今総裁が言われた、大臣が言われた保証のあかしになるというのを強く申し上げまして、ひとつこのことについてさらに一層の努力をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、具体的な問題でお聞きをいたしますが、これは募集に当たってはあくまでも希望でありまして、掲示をする場合、そういう意味の内容の告示なり掲示なりをされるわけですね。

○澄田説明員 今のお話でございますが、希望退職で二万人を目標に応募者を確保していくためには、募集をしていく際に最大限の雇用の場を確保していくことが大事でございます。その方向でもちろん私も努力いたしますが、今おっしゃいますように、確保された再就職先については、その仕事の内容とか条件、受け入れ人数、そういうものを周知していく体制をとって、極力職員の方々にそれが周知できるように方々をとりたいて考えております。

○左近委員 そういうこと聞いてないがな。掲示をやる場合、今回の希望退職はあくまでも職員の希望によるものですよという趣旨のことをきっちり公示していただけたかというのを聞いています。

○澄田説明員 それは当然のこととして、私も希望によるものですよということはいささか周知させたいと思っております。

○左近委員 だから、今言われましたように、そういうことであれば、募集を目標にして二万人、オーバーする場合もあるかもしれませんが、これも、これは満たない場合も当然ありますね。

○澄田説明員 私どもは二万人を目標としておりますので、極力その二万人が達成できるように、再就職先の確保とか、あるいは本法案が通りました場合のいろいろな条件とか、そういったものを明示いたしまして、周知いたしまして、極力二万人を確保すべく最大限の努力を払いたい、かように存じております。

○左近委員 極力というのは具体的にどういうことか。

○澄田説明員 職員の方々、関係組合にも御説明申し上げまして、その内容、再就職先の条件等いろいろな問題を十分に示しまして、今のよう努力を払ってまいりたいというぐあいに考えております。

○左近委員 今回の目標として二万人に對して、再就職を希望するものは一〇〇%再就職の場を責任を持って保証できますか。

○杉浦説明員 それが大変私どもの問題でもございまして、また私どもの大事な責任だと思っております。二万人の全員につきまして再就職先をしっかりと確保したいというふうに思っております。

○左近委員 しっかりとというのは、再就職を希望する者は一〇〇%再就職先を確保するという理解でいいんですか。

○杉浦説明員 そのとおりでございます。

○左近委員 それであれば、この法案の第七条との関係をお聞きをいたしますが、「特別の配慮」「職員の就職のあつせん等」とは具体的にどんな内容ですか。

○棚橋憲三 政府委員 「特別の配慮」とは二つございまして、一つは、就職の場の確保でございますが、それにつきましては、国は労働省の機関でございまして公共職業安定所というものを活用いたしまして、そこにおきまして就職のあつせん等について「特別の配慮」ということで最大の努力をしていくということをお願いしております。

○左近委員 今度の二万人の再就職の責任についてはどこが持つのですか。国鉄が持つのですか。

○杉浦説明員 国鉄の職員の将来の問題でございまして、国鉄が責任を持ちます。

○左近委員 それでは、職業安定所が責任を持つというんじやなしに、今回の二万人の応募者、この再就職については一〇〇%国鉄が責任を持つて再就職先をきっちりするということですね。

○杉浦説明員 いろいろな方のお手伝いなり御協力をお願いいたしますと、職業安定所もひとつよろしく願いますということになるわけでございますが、最終的には、国鉄の職員の問題でございまして、全員国鉄の責任におきまして再就職先を確保していきたい、こう思っております。

○左近委員 よくわかりました。

そこで、それではこの六十一年度、約二万人のこの職場というのは、今までの質疑の中で、関連部門、一般産業、公的な部門、今日だけ確保されておるのですか。

○中島(眞)政府委員 内閣の方の国鉄余剰人員雇用対策本部の事務局でございまして、希望退職者約二万人の再就職先をいたしましては、各分野別に六十五年度までの国鉄等の職員の採用について今開拓を行っているところでありますが、その中で、希望退職者は六十一年度中の退職でございまして、雇用の場をいたしましては、六十一年度とそれから六十二年度の当初その採用が行われる求人分、これが充てられることになるわけでございます。

それに該当するものとしたしましては、既に国鉄関連企業について約八千人分確保されております。

残りのものにつきましては、一般産業界などの求人の中から当てはめられるということになるわけでございますが、この一般産業界につきましても、現在、六十一年度から六十五年度までの数字でございましてけれども、運輸省関係の業界を中心といたしまして約九千人の雇用の場が確保されておりますが、この中で六十一年度と六十二年度の当初に採用になる分、これについては具体的な詰めを今行っているところでございます。

○左近委員 公的な部門は。

○中島(眞)政府委員 公的な部門につきましては六十一年度の採用につきましては、これは昨年十二月十三日に閣議決定いたしました際に、国、地方公共団体合わせまして約二千六百人の雇用の場の確保を目標としたわけでございますが、六十二年以降の分につきましては、これは秋までに策定するところであります。国鉄余剰人員採用計画の中で明らかにするということにしておりまして、まだ決まっております。

○左近委員 結局、今御説明があった雇用の確保の問題、再就職の場所の問題、これは政府として六十一年秋ごろに方針を決める。今回の希望退職二万人問題については少し頭を悩ませるまいかと思うのですが、二万人問題をまずきっちりさせるためには、政府として、この職場確保の問題についてもっと早く明確な数字を出さなきゃならぬじゃないですか。あなた方は後の数字ばかりを頭に置いていろいろ考えておられる。雇用の計画についても、この秋以降になる。これでは二万人問題で就職の受け入れ先は明確にならないのじゃないですか。この点、どうですか。

○中島(眞)政府委員 昨年の閣議決定の際に、国鉄余剰人員採用計画の策定を秋までにいたしましたのは、新事業体の要員規模の確定を待つことのほかに、特に公的な部門につきまして、六十二年以降の各省庁の採用数あるいは退職者数についての見通しをつける関係の作業がございまして、そういうことから秋までに策定することになったわけでございますが、御審議いただいております法律が成立いたしますれば、すぐ希望退職の募集というところになるわけでございます。この採用計画策定前におきましても、先ほど御報告いたしましたように、各分野別に求人を開拓しております。現に相当の数字も出てきておるところでございます。一般産業界につきましても、さらにほかの業界、電力だとか土木だとか情報通信、そのほかの分野についても、今それ着々折衝を続けおるところでございます。今後その枠は相当

拡大していくものと思っております。

また、労働省におきましても、四月以降都道府県ごとに国鉄職員再就職促進連絡会議というようなものを設けまして、積極的な求人開拓を行うことについていたしておりますので、この計画が固まりまします以前におきましても、それらの再就職のあつせんは行つていくことでございまして、決して、希望退職募集の際に、それに必要な雇用の場が確保されないということではないわけでございします。

○左近委員 私はいくつか先のことばを言つていないです。当面、この二万人問題について、今もお話がありました、関連部門約八千人、そして公的な部門は、前回の委員会では、国が千五百人、特殊法人約百人、地方公務員六百人で約二千二百人になる。これで約一万六千人ですね。あと民間がどれだけ出てくるかわかりませんが、ともども二万人に近づける数字ではないような感じがするわけです。したがって、これから皆さん方が努力されて二万人に近づける職場の確保が可能なかどうか、その辺はいかがですか。

○杉浦説明員 二万人という雇用の場の目標でございしますが、実質的には職種、年齢、地域によっていろいろと違います。問題がございしますので、実際の雇用の場のお話でございますのは、やはり二万人以上の数字につきまして今お願いをしているところでございします。一応確定を見た数字としましては、八千人の関連企業、これは場所その他大体各企業ですべて打ち合わせ済みでございしますので、大体いいと思います。残りの一万二千人、これが問題でございしますが、これも鋭意、一万二千人以上の数字を目指しまして、これから詰めをやつていきたいと思つておるところでございまして、二万人は絶対確保できるというふうと思つております。

○左近委員 きようは自治省、人事院、労働省に来ていただいております。後ほどまた具体的な問題を若干御質問いたしますが、まず自治省、地方自治体の関係、人事院は結構です。労働省、一般

民間企業との関係。どういふ努力をしておられますか。

○田淵政府委員 先ほど国鉄総裁から御答弁ございましたように、国鉄が希望退職者の募集の際に行われます再就職のあつせんといふものは、あつせんの対象者が現に国鉄の在職者であり、またあつせん自体が国鉄自身であるという点におきまして、通常、公共職業安定所で失業者とか離職者を対象に職業のあつせんをする場合と異なる面がございします。しかしながら、この国鉄余剰人員対策の重要性にかんがみまして、この法案におきましても、国鉄みずから行う再就職あつせんに必要な援助や協力を国としても行うということとを規定しているわけでございまして、各都道府県ごとに国鉄職員の再就職促進連絡会議を設けまして、職業安定機関、国鉄、それから産業界等の連絡体制を整備して、一般産業界への雇入れの要請などを行います。安定期間におきましても、国鉄の再就職希望者向けの特別の求人開拓というふうな体制をしまして、今後、特別求人開拓を実施いたしますとともに、国鉄の担当者とも十分連絡をとります。個々の方々に對する就職指導とか職業紹介などきめ細かな対策を講じていく体制を現在整へつてございします。

○紀内説明員 自治省といたしましては、昨冬の閣議決定以来、自治省の催します全国の総務部長会議でございしますと企画部長会議等の場を通じて、国鉄改革の成否にかんが地方の交通体系なり地方の住民生活に及ぼす影響というものを強調しまして、なかなか難しい状況に置かれていことは知つてはいるけれども、その中で自主的な協力を可能な限りやつてもらいたい、具体的には国に準ずる方法で新規採用の一部をこれに充ててほしいということと説得をしております。

○左近委員 自治省は六十一年度どれぐらいの目標をもつて取り組まれましたか。それで現時点でどれぐらいの数ですか。

○紀内説明員 先生御承知のように、地方公共団体の場合には、翌年度の職員の採用のテンポはか

なり早うございします。たまたま具体的な地方公共団体の採用につきましては、昨年の十二月に閣議決定が行われたわけでございまして、その時点では、六十一年度に係る採用はかなり進捗しております。したがって、なかなか状況は容易ではないわけでございしますけれども、一応その時点では目標を千人と置きました。

それで、先ほどお話ししましたけれども、現段階では、六十一年度に係る具体的な申し入れがあつたものがおよそ六百人程度ではないかと思つております。しかしながら、地方公共団体の場合、これも御承知のように、年度内における採用というのも結構期待できるわけでございしますので、今後私どもといたしましては、できるだけ要請を重ねまして、目標を達成すべく努力をいたしたい、かように考えております。

○左近委員 今いろいろやりとりをさせていたいただきましたが、この募集に際しては、再就職先あるいは再就職先の賃金などの条件あるいは受け入れ人数がこれだけありますというものをきつちり事前に明示をして募集行為に入られる、こういうふうな考え方はとれませんか。

○澄田説明員 おつしやるとおり、私どもといたしましては、確保された再就職先等につきましては、その仕事の内容やあるいは条件、受け入れ人数、そういったものをできるだけ前広に職員一人、一人の方々に周知をさせていきたいというぐあいに考えております。

○左近委員 そのことを募集行為の前にきつちり職員に周知をさせて募集行為に入ることですな。

○澄田説明員 そういったやり方をとりたいと考えております。

○左近委員 ぜひともそれをひとつお願いいたします。

そこで、関連企業に二万一千人将来雇用確保ができたというのを言つておられますが、当面、今のお話では、今回の二万人に對して八千人、非常に多くの方を関連企業に受け入れをしてもらう

わけですね。今までの答弁では、関連企業には年金受給権のある者を対象にしたい、こういう御答弁を終裁もしておられるわけですが、そういう理解でいいのですか。

○杉浦説明員 それは絶対要件ではございせんけれども、関連企業先の給与の現状等を見まして、できるだけ年金の受給者が行かれることが望ましいと思つております。

○左近委員 今年年金法が変わつて、受給権の年齢も変化をしておると思ひます。六十一年度、ことしの六月三十日までは五十六歳、これから年金をもらへるが、それ以降、六十一年度七月以降は五十七歳になるといふ理解をしておりますが、これは間違ひございせんか。

○川口説明員 現在の共済年金の支給開始年齢につきましても制度でございしますが、先生たいま御指摘になりましたように、六十一年度六月三十日まで退職した方につきましては五十六歳から、それから六十一年度七月一日以降六十四年度六月三十日まで退職した方につきましては五十七歳、以後三年経過するごとに一歳ずつ繰り下げるといふ制度になっております。ただ、当分の間は、このような支給開始年齢に達しない場合におきまして、この支給開始年齢の十歳前までを限度といたしまして、希望する年齢から減額退職年金を支給するということとは可能でございします。これは本人の選択によつて可能になるわけでございまして、この場合は、一歳につき正規の退職年金額の四割を減額する、こういった計算によつて減額退職年金を支給することができ、こういうことでございします。

○左近委員 これは新法になればもつと八割程度になるのですか。今経過措置だから減額年金制度、これは確かにあります。しかし、それでは受給権のある五十六歳、五十七歳になつたら一〇〇％になるのかといへば、死ぬまでずっと減額されていくわけですね。だから、そんなことを前提に今総裁の御答弁があつたのではないだろうと思ふのです。一応関連企業というのは、賃金の

高いところもあるかも知れませんが、一般に第二の職場的なところが多い。資金もかなり低い。したがって、年金をもらって、その関連企業の給与をもらって、大体国鉄で今までもらったお金の分くらいは保障できるだろう、こういうような発想だろうと私は思うのです。そうすると、ここの六月三十日までは五十六歳の方はよろしい、しかし七月一日以降は五十七歳以上の方が関連企業に行かれることが望ましい、こういうことを總裁としても言われているわけですが、そういう対象者は今何人おられますか。

○葛西説明員 お答えいたします。

現在、五十歳以上五十五歳未満のところは……（左近委員）そんなのは要らぬ。五十六歳と五十七歳以上についてと（呼ぶ）五十六歳、五十七歳の年齢以上の者を拾いますと、約四百名でございます。五十五歳で国鉄の場合勸奨退職を実施いたしました。五十五歳の年齢で大部分の者がやめております。したがって、五十五歳を超えて残る者は極めて数が少ないということになっております。

○左近委員 結局五十六歳以上あるいは五十七歳以上の数は、三十万人近い方の中で四百人ばかりだ、こういうことであれば、今總裁が言われたように、関連企業には可能な限り年金プラス関連企業賃金方式をやっていくことは現実上無理ではないですか。対象要員おらないじゃないですか。その辺、どうですか。今の数字、間違いないですか。

○澤田説明員 私ども関連企業の再就職先を先ほど来八千人確保したと言っております。その対象者は、確かに先ほど来總裁答弁しておりますように、高齢者、五十代の方、五十代以上の方が多いという予測をしております。

それはなぜかと申しますと、今先生御指摘のように、関連企業におきましては、今まで過去の例から見てみても、支払い能力からすると、今の給与条件等々から、国鉄の職員としてもらう年金と関連会社から出る給与を足し込んで一つの給

与体系ができておるといことも確かにございまして。しかしながら、私どももいたしましては、今回予測といたしまして、恐らく八千人確保した関連企業の場合へ希望退職として希望を出しておいでになる方々は高年齢層の方が多いであろう、恐らく五十代以上の方が多くであろうという予測をしておりますが、年金が絶対的な条件であるという観点から物を申し上げるわけではございまいせん、極力各年齢層から——同じ関連企業でもいろいろな職種がございまして、あるいは場合によつては若い方もおいでになるかも知れませんが、そういった観点から、予測としては恐らく年金の権利が生じた五十代以上の方が多いのではないかなという予測をしておることとでございいます。

○左近委員 大体あなたの方の年金の権利というのは減額年金制度、そういうものも頭に入れて物を判断しておるのですか。

○杉浦説明員 今まで御説明を申し上げましたが、絶対的な予測なり枠というものはなかなかできにくいこととでございまして、全体の感覚的な概要を申し上げておるわけとでございまして。したがって、個々の希望者、どういう方が申し出るか、あるいは若年層も入るかと思いますが、やはり全体的には高年齢層である。その場合に、年金との関係におきまして、フルに年金が支給される状態であれば一番望ましいわけとでございすけれども、そうでない、今数字を申し上げましたように、五十歳代となりまして、すぐにもえなないというような方が多いかと思ひます。その場合に、減額支給というもので我慢するという方もおられるでしょうし、それからもう少し待つていると、フルの年金支給が期待できるということ、しばらく我慢をするというような方もおられるでしょう、あるいはまた私どもの関連企業への交渉、折衝の場合におきまして、年金が支給されるまでは月給はしかるべく確保してくださというような言い方もあろうかと思ひます。いろいろな角度から、今までの生活水準というものをできるだけ維持してあ

げるようにいろいろな面で工夫をし交渉をしていきたいということとでございまして、なかなか画一的にこうだということにはお答えできないのでありますけれども、私どもの努力目標としましては、そのような態度で臨んでいきたいというふうにしております。

○左近委員 これは受け入れ先の均衡の問題もあり、非常に難しい問題だと思いますが、今總裁の言われた趣旨については十分踏まえてやっていただかぬと、これは非常に大きな各職員の生活上の変化につながつていき、大変なことだと私は思いますので、この点はよろしくお願いしておきたいと思ひます。

そこで、私はそういう状況をいろいろ考えてみましたら、公的な部門にどれだけの職場を確保していくかということが非常に大事な問題だと思ひますので、国としては、国に採用をされる場合については給料はどうなるのか、退職手当、年金、これは人事院はどういう見解で通達を出されておるのですか。

○小堀説明員 国鉄職員の国家公務員への受け入れにつきましては、今回の措置が国鉄の改革を推進するための非常に重要な施策だということを考へまして、これらの国鉄職員の国の受け入れができるだけ円滑に行われるようにということで、御指摘の通達を出しております。

具体的に給与について申し上げますと、職務の級につきましては、採用される職務に応じまして一定の資格を有する必要があるわけとでございすけれども、この資格等の算定に際しましては、国鉄職員として採用された際の試験を国における同程度の採用試験とみなして取り扱うことといたしております。級が決定された場合、その中で俸給月額を初任給として決定するわけでございす。この場合は、国鉄の職員となつたときに国の職員となつたものとみなしまして、従来から在職する国の部内の職員との均衡を考慮いたしまして、国におきます昇格、昇給等の規定を適用して、

再計算をして得られる俸給月額とすることにいたしております。これらの措置によりまして、従来から在職する国の部内の他の職員と同等の取り扱いがなされることになると考えております。

退職手当制度及び共済年金制度でございすが、これは御承知のように、人事院の所管でございせんけれども、退職手当につきましては、引き続き国家公務員になる場合には、国鉄職員としての在職期間も通算されるようになると承知しております。また共済年金については、昭和五十八年の国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合によりまして、制度が一本化されておりますので、国鉄を退職し、国家公務員となつた場合には、国鉄職員としての在職期間も完全に通算されるものと承知しております。

○山下委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こして。

左近正男君。
○左近委員 人事院、いろいろ説明をされたわけですが、端的に整理をしますと、結局、前歴期間は給料について一〇〇%見る、退職手当については、国鉄は払わない、身分を引き継いで、結局国家公務員として退職なさるときに支払いをしていく、年金は今の年金制度、財源調整されていますので、そのまま一緒だという理解でよろしいですか。

○小堀説明員 給与でございすけれども、国鉄職員としての在職期間につきましては、国の職員と同じように一年について一号俸積み上げることになりますので、一〇〇%というそういう計算にならうかと思ひます。

それから、退職手当、共済年金については、先生の御指摘のとおりと承知しております。

○左近委員 特殊法人は、これは政府に準ずる機関ですから、今の人事院の見解というのは、当然特殊法人についても国と同じような形で準用されるというように理解をしていますが、どうでしょうか。

閣議決定より法の方が上やで。

○池ノ内説明員 地方公共団体の負担を緩和するという立場にとつて、財政措置をするということ、自治省側が考えるべきかどうかは問題がございしますけれども、退職金につきまして、後払いにするということとはなかなか技術的に困難な問題だと思ひます。

○左近委員 もうちよつとやり合ひしますけれども、本会議ですら、一たん中断します。

○山下委員 此の際、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時二十三分開議

○山下委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案について、本日、公共企業体等労働委員会会長堀秀夫君を参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山下委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○山下委員長 質疑を続行いたします。左近正男君。

○左近委員 午前につき続き、少し自治省との関係の問題で詰めたいと思ひます。

自治省の立場も、多様な地方公共団体を抱えて画一的な御指導という非常に難しい問題があるだらうと思ひます。しかし、地方公共団体は千差万別でありますので、やはりその自治体の力量に応じた受け入れ体制を条件面ではいたしたい、私はこういうように思ひつゝいるわけです。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕
そういうことで、年金問題については一元化さ

れつつありますが、厳格に言えば違ふ年金だけども、清算をして地方公務員共済組合に御迷惑のかからないように措置をする。退職金についても、今の退職金というのは何ぼ通算勤続年数を経てるかというところで退職金の額が変わるわけでありまして、国鉄におられたときは切られて、地方公共団体でまた一からというふうなことでかなり大きな問題を残すであらうと思ひます。したがつて、国の指導にたえ得るような地方公共団体については、柔軟に対応できるような御指導をいただけないかどうか、この点について再度、自治省はいかがですか。

○池ノ内説明員 特に退職金の取り扱いのお話ではないかと思ひますけれども、先ほど来申し上げておりますように、今回の余剰人員対策に伴ひまして、地方公共団体の負担にならないように、これが言へば地方公共団体が余剰人員を採用するに当たります条件であるということで、地方公共団体から非常に強い要望があつたわけでございします。したがつて、自治省といたしましては、新たな財源負担を伴うような措置というものは、きまつて指導をするということとは、ただいま御提案ではございしますけれども、なかなか困難ではないかと思ひます。

○左近委員 だから、時間も限られておるので、地方公共団体三千三百あるけれども、東京都のように何十万も抱えておるマンモス自治体もあれば、十人か二十人のところもある、非常に千差万別なんです。したがつて、余り画一的に対応する必要はないのではないか。大きなところについては、例えば政令指定都市市ぐらいの十分財政的にも対応できるというところは、もう少し柔軟にとつて、例えは自治省としては少しも持たないのだから、自治省の綱張りだけではなしに、少し考えていただきたいなと思ひます。

○池ノ内説明員 事は財政問題でございしますから、必ずしも大府県あるいは政令指定都市ということだけで片づく問題ではないと思ひますけれども、

も、先ほど来申し上げておりますように、決して地方団体というものが財政的に余裕があるわけではございません。したがつて、自治省としまして、そういうような例えは大府県につきまして、退職手当を支給するようという指導をすることはできません。ただ、地方団体が自主的にそれをやるということに關しまして、私もどうこうすることではございません。

○左近委員 今おつしやることは私もよくわかります。したがつて、年金は国鉄の在職期間は地方公共団体に戻入をするということですから、そういうような方式を自治体の方でもしとれるのであればとつても、自治省としては、それについてこれはだめですというふうなことは言わないということですね。

○棚橋(参)政府委員 先生と自治省とのやりとりを伺つておりました、先生の御趣旨も十分理解をいたします。ただ、国側の立場という見地から物を見ますと、二つの立場があると私は思ひます。一つは、地方自治体の負担となるかどうかという問題、もう一つは、退職金を受け取る方が不利になるかどうかという問題だと思ひます。それで、基本的に退職金というものは、あるところにあるから、その勤務期間に対して支給されるものでございしますから、制度的にこれはつながらなければならぬという性格のものではない。逆に言えば切れるというものが当然のものである。ただ、従来国とか地方公共団体のように、相互に同じような交流があるというものについては、便宜的にこれを通算するといふようなシステムをとつておつたわけでございします。国鉄と地方公共団体というものは従来ほとんど交流はなかつたわけでございまして、今回こういう余剰人員対策ということで初めてこういう形になるわけでございします。

そこで、そういう意味で、先ほど来自治省がお話になつておりますように、そのことによつて地方公共団体の負担になるということは避けるといふことでございしますから、今回のような措置と

いうのを考えたわけでございします。

そこで、退職金を受け取る方が個人がそれによつて著しい不利益を受けることになるといふのはこれはまた問題がございしますが、その点につきましては、いろいろ計算の方法がございしますけれども、基本的には、一たん退職金が切れて、また今度地方公共団体に行つて新たな退職金を受け取つても、それを両方合算いたしますと、それほど不利にならない。場合によりまして、地方公務員に行きますと六十歳が定年でございしますから、長いこと勤務できるという意味で有利になる場合もあるわけでございします。

そんなような観点から考えまして、自治省の方が今回のような御措置をなさつたということについては、これはそれなりに私も理解をいたしてゐるところでございします。

そういうことでございしますので、これを国の方から、今先生のおつしやるように、通算して、地方自治体に年金のように積立金等を移譲するといふような形の処理というものは、ちよつと現在のところの制度では考えていないということでございます。

○左近委員 あなた、要らぬことを答弁する必要はないのですよ。今、自治省の方は、各地方自治体の自主的な判断によつて人事院の通達方式を準用できるところはやつても結構だといふことを答弁しておるわけです。そういうことでしよう。どうぞ、自治省の方。あなたはいい答弁しておつた。

○池ノ内説明員 先ほど来申し上げておりますように、自治省の指導といたしましては、通達でも示しておりますように、退職金につきましては国鉄側で支給していただきた、こういう指導をしております。しかし、どうしてもうちの団体としては退職金を支払いたいという団体がありました場合に、自治省としましては、どうか言うことはございしません、こういうふうな申し上げたわけでございします。

○左近委員 そこまでにしておきましょう。この特別給付金、これは地方公務員はあるので

すか。ないでしょう。

○榎橋(憲)政府委員 国家公務員、地方公務員等になる方には支給をしないということで考えております。

○左近委員 国、特殊法人、地方公務員は十カ月はない。ないのであればないの、国、特殊法人、地方公務員は同様な取り扱いをしていくというのが正しいじゃないかということですね。だから、今自治省の方から、そういう自治体も出てもとやかく言わない、各地方は自治省怖いですからね、そういうことで、今後国鉄としても、可能な限り国と同じような取り扱いができるように、あきらめぬと努力をしていただくということが必要ではないか、私はこのように思います。

そこで、この十カ月の問題、これはこの委員会でも何回か、十カ月は少し少ないんじゃないか、もう少し、最低十二カ月ぐらいにしたい、これは各党から、自民党の方も腹の中では思っておられるかも知れません。今のこういう緊急事態に当たって、もう少しやはりこの特別給付金について引き上げていく。国会の審議ですからね、何が何でも政府が出した法案どおりいかなければいかぬということではないと思うのですね。お互い常識的な合意ができるような範囲で、やはりこの問題について一考していただきたい。きょう大臣、ちよつと腹ぐあい悪いらしいけれども、總裁どうですか、これは、榎橋さんでもよろしい。

○榎橋(憲)政府委員 先生のお気持ち、さらに先日各先生方の御質問にありますがお気持ち、私も十分理解はいたしております。

ただ、毎度申し上げておりますように、この十カ月については、政府としてはそれなりの努力をした結果であるというふうに考えております。それは多ければ多いほどいいという考えもございませうけれども、逆にやはり国鉄についてだけ特段の優遇をするというの、これはまた問題でございませうし、ほかにもいろいろ苦しい企業の希望退職という例もございませう。それらこれらを勘案いたしまして、今回の水準というのは、政府として

は、それなりの努力をして、この程度の水準というものがふさわしいというふうに判断をしたものでございませうので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに考えております。

○左近委員 本件については、また引き続き私どもの党としては問題をとらえていきたい、このように思っております。

そこで、この第四条の「退職を希望する職員である旨の認定を行うことができる。」「認定を行うことができる。」ということ、行わない場合もあり得るということですか。

○榎橋(憲)政府委員 これは前にもお答えをしたと思ひますけれども、除外理由がございませう。除外理由以外の者については、申し出があれば認定を行うという趣旨でございませう。

○左近委員 わかりました。

それで、これは「六十二年三月三十一日までに五十五歳となる者」を除くということで、五十五歳で繰引きをされておられるわけですね。しかし、実際には五十五歳以上の方も希望退職に應じるだろうと思ひますし、また先ほど私は年金問題についていろいろお聞きをしましたね。結局年金がもらえない谷間というのがあるわけですね。その辺についてどういってお考えでられるのか。

○榎橋(憲)政府委員 今回の特別給付金というのは、基本的に現在の国鉄の状況を考慮して、進んで希望退職に應じようとなされた方に対する報償的意味を含んでおられるわけでございます。そこで五十五歳以上の方というのは、御承知のように、国鉄は定年はございませうけれども、五十五歳を一つのめどとして勧奨して退職をお願いをしておるわけでございますから、基本的には、もう五十五歳を過ぎた場合には、従来の考え方でも御退職を願うというのが筋であるというふうに考えておるわけでございます。したがって、そういう意味で、従来のやり方でも退職される方に、この報償的なものを支給するということは、これは望ましくないとはいふに考えて、このような措置になつておるわけでございます。

また、年金との関係につきましても、確かに谷間ができるという問題もございませうけれども、先ほど来申し上げておりますように、この給付金の性格というものが退職に應じた方に対する報償的な意味であるということを考えますと、年金の問題とは性格を異にするというものと御理解をいただきたいと思ひます。

○左近委員 少しその発想は私はおかしいと思うのです。僕は国鉄のことをよく知りませんが、定年制がない。大体従来五十五歳で勧奨的にやめておられる。ところが従来は五十五歳で年金受給権があつたということが、これははつきりしているわけですよ。それが今年年金制度の改正で、これが五十六歳になり五十七歳になり五十八歳、五十九歳、六十歳までいくわけですよ。したがって、やはり年金とドッキングする年、こういうものが今までは五十五歳であつた。これが今五十六歳になり、これは近く五十七歳になるわけですね。やはりこういう変化をしているわけですね。その辺が全く考慮されないというのはおかしいじゃないか。その点はどうか。

○榎橋(憲)政府委員 今の先生のお尋ねは、どちらかというと今回の特別給付金の対象の問題ではなくて、五十五歳で退職金の条件その他が変わる、したがって五十五歳で退職させるように仕向ける政策の問題との関係だと思ひます。

これにつきましては、確かに年金との関係において若干の谷間のような形になることも考えられますが、基本的には、国鉄のこういう過剰な要員の状況という緊急事態というものを考えますと、現状においては五十五歳以前において御退職をいただくという事態を解消するようにするという国鉄の現在の制度というものは、現状ではそれなりの意味があるわけでございます。そういう制度の前提で、今回の特別給付金というものをそれに上乗せしておるわけでございますから、その間の関係については御理解をいただきたいと思ひます。

○左近委員 時間がございませうので、最後に、

まず希望退職というのは絶対に就職先、受け入れ先、こういうものとしつかりセツトしてもらわねと困る。それと先ほど總裁、二万人の希望退職に対して受け入れ先が関連企業八千人確定している。しかし、実際に職員の生活上の問題を考えたら、年金としつかりドッキングする層というのは四百人ばかりしかおらない。あとは減額退職年金を受けてやるか、かなり生活上のギャップができていくわけですね。それは関連企業すべてが非常に賃金が低いというわけではございませう。今の国鉄よりもいいところもあれば、同等程度のところもあるでしょう。しかし、かなり低いところもたくさんあるんじゃないかと私は思ひます。やはりそういう職場については、希望退職で行かれる場合、大変なことだと思ひます。その辺を具体的な問題としてどうクリアしていただけるかということが、この問題を解決するに当たって非常に大きな問題だと私は思ひます。

もう時間がございませうので、この点に関してひとつ總裁の方から答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○杉浦説明員 先ほど申し上げましたように、希望退職者の希望の申し出、これがどういう年齢層で、どういう場所、どういうところへ行きたーんだという希望者側の問題もございませうし、それからまた受け入れ側のいろいろな問題、給料が高いところ、低いところ、地域的な偏在の問題等々相互の交差点というものがいろいろとまじまじであるかと思ひます。そこら辺を私どもはできるだけ本人の希望を重視いたしまして、従来の生活水準ができるだけ守れるように、万全の手だてを尽くしてやってみたいと思ひます。

また、希望退職のいわば前広な予告におきましても、こういうような場所、こういう給与条件で、こういうような内容であるということは、できるだけ詳しく条件を示しまして、それに対していろいろな反応がそれそれあるかと思ひます。そうした個別の個々の事情について、きめの細かい配慮を今後ともしてまいりたいというふうに思ひます。

つております。

○左近委員 終わりますが……(時間だよ)と呼ぶものあり)中断しているんだからちよつとぐらゐよろしいじゃないか。こつちもタイミングが狂つておるんだから、一分や二分は……。

○津島委員長代理 質疑時間内にお願いをいたします。

○左近委員 もう一問だけ。大臣、結局希望退職あるいはこれからの国鉄の改革には、やはり公的部門の受け入れ、これをどう拡大していくかに尽きるところです。大臣の決意を聞かしていただいて、質問を終わります。

○三塚国務大臣 おっしゃるとおりです。公的部門、国家公務員グループ、地方公務員グループ、御案内のとおり地方公務員グループについては、独立自治団体でありますから、国に倣ひ、御採用方につき格段の御配慮を賜りたい、これひとえに御懇請申し上げる立場でございますけれども、この公務員グループに三万人、それを確実に確保する、あるいはプラスアルファ、三万人以上、これで御採用方賜りますように、これは何をさておいても全力を尽くして達成し、邁進する、こういうことで、また先生方の格段の御支援を賜りたいと思つております。

○左近委員 終わります。

○津島委員長代理 中村正雄君。

○中村(正雄)委員 国鉄の事業の運営の改善のために本年度じゅうにやらなければならぬ緊急措置という本法案であります、これは既に国会に提案されております国鉄の基本的な改革法案、これと一体をなすものであることは明らかでございます。したがつて、国鉄改革に對します基本的な問題についていろいろと質問しなければならぬわけでございますが、しかし、それは改革法案が提案されました審議の場所に私は譲りたい。したがつて、一つだけ、この法案に關係すること、国鉄の職員、特に管理職の立場にある人たちの基本的なことに對して、国鉄の再建といふは、か、国鉄の改革といふことが最も妥当ではない

かと思ひますが、それに対する認識がどうあるべきかという基本的な問題について、私は主として国鉄の總裁にお尋ねしたい。もちろん運輸大臣も必要があれば御答弁願つて結構でございます。

御答弁いただきまます前に、一つだけ私の考え方、意見を申し上げてみたいと思つておるわけ、私は、かねがねから国鉄の改革といふことは、国鉄職員の発想の転換、意識の改革、これがなければ、どのような施策を実行しても国鉄の再建はできない。これは従来数次にわたります国鉄の再建計画がすべて失敗したということでも明らか

なわけでございます。したがつて、国鉄の改革はやはり職員の意識の改革が前提だといふことを私は今まで叫び続けてまいりましたし、今もなおその考え方に変わりはございません。今申し上げましたように、これは私の結論というよりも経験から出た一つの結論でございます。

御承知のように、今の日本国有鉄道、これは日本が占領下にありましたときに、今までの行政機関の一部でありました鉄道というものを分離いたしました。公共企業体である日本国有鉄道、こういうふうな衣がえしたわけでございますが、その衣がえのときの法案の審議に私は参議院でも参画してまいりました。そのときの、公共企業体としての日本国有鉄道に衣がえをするときの表面上の

といひますか、提案の趣旨は、公共性の長所と企業性の長所、これを総合的に生かして鉄道を運営するんだということが趣旨であつたわけでございますが、しかし、国の直営、行政機関直接の経営から公共企業体に移しました本当の理由は、労働対策であつたといふことは御承知のとおりでございます。当時幾多の労働法規が制定され、改正されたわけでございますから、実際に公共企業体に移行するといふことは、労働対策の面から当時の運輸省から独立させたわけでございます。したがつて、日本の交通機関、国の中核であります国鉄をどのように経営することが、どのような経営形態にすることが将来にわたり鉄道のためになるか、繁栄につながるかといふような詳細な観点か

らやられたものでなくして、端的に言えば、占領軍の命令で国有鉄道ができたわけでございます。したがつて、衣がえはいたしましたけれども、内容は旧運輸省の中の鉄道と何ら変わつてはおりないわけでございます。名称に伴います機構改革を多少やりまされたけれども、機構自体の根幹は何ら変わつておりませんし、また当時の行政機関の公務員から日本国有鉄道に身分が変わつただけであつて、企業体といふものがどのように運営されていくかという意識の改革もないうままに日本国有鉄道が発足したことは、もう御承知のとおりです。したがつて、人事の面においても、年功序列的なお役人と同じような人事をこれまで続けてまいりました。また仕事は民間企業と同じようなサービス業ではありますけれども、経営はお役所といひますか行政機関と同じような運営であつたわけでございます。したがつて、国鉄がこのような状態になつたといふことにはいろいろ原因がありますけれども、私は公共企業体に移行したときに大きな原因があつたと思ふわけでございます。どうしても国鉄を新しい経営形態に変えるといふのであれば、これから新しい会社をつくるという職員の意識の改革といひますか、これが前提にならなければならぬと思ひます。

質問の本筋に戻るわけでございますが、新しい民間会社をつくるというときに、職員として、どのような考え方、どのような意識を持たなければならぬかという点について、国鉄總裁はどのように指導しているか、どのように教育いたしておるか、それが現在どのように浸透いたしておるかといふ点について、總裁から御答弁を願ひたいと思ひます。

○杉浦説明員 国鉄の長い歴史の過程の大部分は、いわば官営鉄道、公共性といふものを頭に置きながら、役所的な運営といふことが多かったかと思ひます。昭和二十四年から現在まで参りました公共企業体といふもの、企業的な能率性を追求しつつ、なおかつ中身としては、かなり役所的な運営であつた、今先生おっしゃつたとおり

であります。そうした中に働いております何十万という職員、やはり働くためには一つの目標といひますか、そういうものをしっかりと与えまさんと、大きな企業でございますのでなかなか動くことができません。そういう意味におきまして、戦後に限つて見ましても、現場の職員はまじめに国民にサービスをしつかりやる、安全にサービスよくやるんだといふような精神を持って、これは代々培われた鉄道の魂だと思つて、そういうようなことで今までやってきた状況だと思ひます。またある時期まではそれで十分であつたといふような感じもするわけでございます。

ところが、今先生もお触れになりましたように、日本の国の中全体の交通機関に占める国鉄の役割といふものは、近時、この二十年ぐらゐの間でございまして、大変変化をいたしましたわけでありまして、特に交通企業の相互間の競争激化の中におきまして、中におきまして、従来の独占形態といふものは全くそれを変えて、他の輸送手段、特に自動車あるいは航空機との間の激烈な競争裏に置かれるようになったといふ、その状況の変化があるわけでございます。国鉄といふのも一つの企業でござい

ます。本来ならば、その企業を發展させるためには、あるいは維持させるためには、そうした外界の変化への対応を的確にする必要がある。それがまさしく民間企業の企業人のいふも氣をつけているところだといふふうに私は思つてございまして、我々の責任もございまして、そうした外界の激烈な変化に的確に対応することがなかつたといふところ、この辺は深く反省をするわけでございます。今後の国鉄企業あるいは将来民間になる場合の民間企業にいたしまして、問題の中心はこの変化にあると思つてございまして、いわば時代の変化をよく見届けて、その変化に適應し、それを先取りするよう、そういう企業的な精神あるいは常にコスト意識を持ち、他との競争の中で安くサービスを提供するといふ精神、こ

いうものが基本でなければならぬというふうに思うわけでございます。

現在の国鉄におきましても、そういう精神は絶対に必要であるということ、就任以来私なりに、最高幹部あるいは現場、本社におきまします管理諸君等を通じて、国鉄の全職員に對しまして、そういうような方向づけというものが絶対必要なのであるということをいろいろな機会に申し上げてきたところであるわけでございます。しかしながら、長い歴史を抱え、大きな経営体でございます。全職員にこれが浸透することは大変難しい。私、やつてみまして非常に痛感を感じております。しかしながら、そういう方向というものは、やはり絶対に必要であるというふうに思っております。今後ともこの辺の職員の意識の改革につきましては、いろいろな方法によりまして十分に徹底してまいりたいというふうに思うわけでございます。

今まで余剰人員対策の一環といたしまして、例えば派遣というような形あるいは直営売店というような形、こういう中に、実は今まで国鉄としてやってきた仕事と違つた新しい仕事につかれた方が随分あるわけであります。そういう人たちの意見を聞きますと、つらいことではあつたけれども、今後のあり方について大変参考になつて勉強になつた、振り返つてみますと、国鉄で自分らがやってきたことについての能率ある働き度合いというものについて反省すべき点がよくわかつたというふうなこともお伺いしておるわけでございまして、こういう意味における一つの気持ちの切りかえ、それが派遣なり直営売店への参加によりまして、参加した諸君あるいはその諸君がもとの職場に復帰して、その周りに与える影響というものは非常にあつたというふうに私は思うわけでございます。しかし、これは限られた人数でございまして、全体に及ぼすことはできません。全般的な教育というものは、これからもっとやつていかなければならぬと思つて、先ほど来、一つの試みをもちまして、企業人教育ということで職員七万

人を対象にして、今申し上げたような今後のあり方について、これから勉強してもらおうということを決めましたのも、その一つのあらわれでございまして。

いづれにいたしましても、一つの企業は、従業員、職員全体の気持ちと経営者の気持ちとが一体となりまして運営されなげなものであるというふうに思ひます。そういう意味におきましても、労使というものがこの企業の経営というものの一つ一つの土俵に上がつて十分に話し合えるような環境にもしていきたいというふうに思つておるところでございます。

いろいろと難しい状況ではございますが、諸先生の御指導、御叱正をいただきながら、私ども頑張つていきたいというふうに思つておるところでございます。

○中村(正雄)委員 総裁も相当苦勞されておると思ひますが、確かに企業人教育をするということが意識を養ふ大きな手段だと思ひますが、確かに経営に当たる人が経済の変遷、社会の変化等を考える、いろいろ必要でございまして。しかし、職員全体として一番大切なことは、企業意識を持つ、これは経営者であつたらしく一般の職員であつたらしく企業意識を持つ、言いかえれば自分の会社がどうなつていくのか、黒字か赤字かというものがいつも頭の中にあるというものが民間の企業の経営者にもあつたらしく社員一人一人だと思ひます。例えば私鉄にいたしましても、その他の民間企業にいたしましても、一従業員でも、今うちの会社はもうかつていたのか、景気がいいのか、損しているのか、赤字かというものがいつも頭の中にある、これが私は民間企業の社員なり従業員意識の認識だと思ひます。したがつて、私はやはり意識の革命というものは、民間に移行するのであれば、今自分の会社がどうなつていくのか、その日その日の状態がどのような状態になつていくのかというところをすべての職員がいつも頭の中にあるという企業意識ということが一番大切じゃないかと思ひます。

それで、今総裁も相当努力をされておると思ひますが、きつことを言うようではございけれども、例えば本社の皆さん方は相当努力されておられますし、また地方においても大分頭の切りかえができておると思ひます。しかし、私はまだまだ国鉄の幹部職員と言われる人たちの中にも、今までの公共企業体である一本の日本国有鉄道が六つに分かれるんだ、七つに分かれるんだ、これぐらいの感覚がない。新しい会社をつくるんだという自覚がない。新しい会社をつくる面が多過ぎる。中心が、少なくとも改革を進めなければならぬ中心になる人たちが、これは中央だけでなくして各地方におきましても、新しい会社をつくるんだということに分かれるんだという感覚では国鉄の改革はできない。そういう点について杉浦総裁はどのような認識を現在お持ちになつておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○杉浦説明員 国鉄といういわば公的な機関としての仕事に長らく従事をいたしました関係上、また実際に民間企業、株式会社を経営したという経験が本當のところないわけでありまして、完全に民間企業人になつていこうという一生懸命口では言つておりますけれども、本當のところはよくわからないというものが実態だと思ひます。しかし、わからないなりにそれなりに将来の展望というものを常に考へて、前途の明るい鉄道というものをみずから開拓して行く、そういう精神が必要であるというふうに思つておるわけでございまして。

そうしたことを口では言ひますが、現実には、實際のお仕事は、毎日毎日のお仕事をやっていく現状の維持ということもございましてなかなか難しいのでありますけれども、やはり全体の改革法のいわば準備をどうもしていかなければならぬ。これは先生方によく怒られますけれども、私どもは国会への御審議をお願いする立場からいひましても、将来の旅客鉄道、貨物鉄道のあり方につきまして十分に中で検討をし、そしてそ

の検討した中身につきまして、諸先生の御質問、御審議に十分応じられるように我々が勉強していかねばならぬということで、前から実は会社ごとの組織、要員、収支等々につきましての勉強をプロジェクトチームをつくりまして実際に勉強しております。あるいはまた、先般地方の組織におきまして準備室をつくり、その準備室が、将来会社はどうなるのかということを実地に自分分で見たいというふうな体制もつくつておるわけでございまして。現実にはそういう仕事としまして勉強する中で、企業というものは何であるかということの自身が次第にわかつてくるであらうというふうな思つておるわけでございまして、抽象的なかけ声、勉強だけではなかなか体得できないといううらみがあるわけでございまして、そうした具体的な会社の全体像というものをより上げる過程におきまして、次第次第に勉強を積んでおる、わかつてきておるというものが実感かと思ひます。そういうような体制の中で企業マインドというものを各人が体得するように、特に幹部の諸君がこれを自分みずからの問題として体得するように、今後とも指導していきたくと思つております。

○中村(正雄)委員 総裁のお話にあるように、六十二年の四月、これは期限を切られておるわけですから、その準備に相当忙殺されているということとは十分わかります。ただ、実は私、一週間ほど前に四国の国鉄職員が四、五人私を訪ねてきて相談を受けたわけですが、一人は管理局に勤めている職員、あとの三人は現場の職員でございまして、その人がやつてこられて、どちらも三十前後の青年でございまして、これから国鉄が一体どうなるんだらう、私もやはり国鉄は今局の考へていようような民営・分割以外には再建はできないだらう、やむを得ないと考へている、したがつて新しい旅客会社で仕事をしたいと思つておる、しかし本當に新しい四国の会社がやつていけるのでしうか、こういうことを私を訪ねてまいつて話をいたしました。私はそのときに、じゃ、君は

新しい旅客会社に骨を埋めるつもりで、そうして新しい会社を盛り立てていくという情熱を持って、そういうふうな考えておられるのかと聞いたわけですが、いや、もう国鉄も分割されるんだからやむを得ません、やはり新しい会社に参加したいと思えます、こういう話でございいます。したがって、訪ねてまいったこの職員は、まだ国鉄の改革ということにある程度の理解を持っている部類の職員だと思えますが、それもここに来たらやはり分割も民営もやむを得ない、新しい会社で自分は職場を求めたい、こういう心境でございいます。しかし、私がそのときに言ったのは、こうなつたんだから、やむを得ないんだから新しい会社で自分の職場を求め、そのような考え方は間違つていないんじゃないか、自分が新しい会社を進展さす、少なくとも日本の優良企業にするように努力をするという情熱で新しい会社に入らなければ、例えば四国の旅客鉄道会社も私はやっていけないんじゃないかと思うというところで話をいろいろしたわけです。

そのときに、私の経験話から青年たちに言つたのは、君、四国電力という会社知つてるところに就たら、電力会社はいいですが、ああいうところに就職できたありがたいと思ひます、こういう話でした。君たちの生まれる前のことだけれども、実は電力会社も、日本が占領下にあるときに分割されたんだ、そのときにいろいろ問題があつた、私自身も今は反省しているんだけれども、そのときに電力の分割について、これはもう片山内閣以来の懸案でございまして、で、上がつたのは吉田内閣のときでございまして、私もそのときに、確かに電力の分割は占領軍の命令でやむを得ないけれども、例えば東京であるとか大阪であるとか、こういう電力会社は、これからは採算がとれるし繁栄するだろうと私は思う、しかし北海道や四国のような電力会社がやっていると困るんじゃないか、したがって、この分割はどうしても困るんじゃないかというところで、私自身は反対した一人でございいます。そのときに一例に挙げたのは、これは電力界

の人も多くはそうでございまして、当時は日本の産業自体もまだ戦後で復興いたしてありません。電力の供給は、やはり一番大きな供給先は家庭の電灯でございいます。例えば東京や大阪であれば、一本の電柱から二十軒、三十軒の電灯を引くことが出来ます。しかし、北海道や四国であれば、一軒の家に電灯を引くために二十本、三十本の電柱が要るわけですから、とても採算がとれるものじゃない。いわんや北海道のような人口で、あれだけの広大な地域で北海道の電力会社が採算がとれるわけはないというような常識的な判断から私は反対いたしました。ところが現在、北海道電力も四国電力もどうですか。例えば北海道を例にとつても、北海道は当時よりも人口は減つております。にもかかわらず北海道電力は優良企業として繁栄いたしておるわけなんです。

それで、私が四国のその職員に言つたのは、四国という広大な地域で、ここに私鉄をつくらんとすれば、株主を募集し、土地を買収し、線路を敷き、車両をつくり、それから営業していくのが私鉄なんだ。ところが極端な言い方だけれども、現在ありますすべての設備をただでもらつて、そして運営するんだ、英知を集めて衆知を集めて皆努力すれば、四国の旅客鉄道会社は日本の優良企業になれるんだ、私はこういうふうな考えておると言つて、その青年たちに話をしたわけなんです。したがって、もし君が四国の旅客鉄道会社に職場を求めたい、そこに残りたいという考えであれば、十年かかると二十年かかるとはわからないけれども、この四国の鉄道会社を優良会社にするんだという情熱を持って入らなくては行けないし、皆がその情熱を持てば、私は日本の優良企業になれると思う、このように話をしたわけなんです。

したがって、私は総裁にお願いしたいことは、職員頭の切りかえ、教育の方法にしても、今の国鉄から考えたら分割も民営もやむを得ないんだ、しかし自分は国鉄にしか職場を求める意思がないんだから仕方なく残るんだ、こういうような消極的な考え方で新しい会社が足したのでは、

国鉄の再建はできないと私は思う。したがって、これからの教育なり指導も、衆知を集めて努力すれば、日本の優良企業になれるんだという希望を持った教育と指導をしてもらいたい、こういう考えを私は注文するわけなんです、総裁はどうお考えになりますか。

○杉浦説明員 今、四国、北海道の電力会社の例をお話しせられたわけですが、確かに創業時なかなか大変だつたのだらうと思ひます。そうした中からいわば経営者の努力あるいは従業員の努力によりまして、それぞれの各地域における対応をなし遂げ、コストと収入とのバランスをとつて立派な企業に成長したというふうな思ひわけがございいます。

確かにおつしやいますように三島、北海道、九州、四国というところは、今のままでは鉄道は赤字企業、そういう企業でございいます。したがって、本来的に赤字体質を持つておるといふことは言えると思ひます。しかし、それではいけないんだというところで、これから御審議いただきまします案におきましても、まずその赤字企業のもとになる部分というものに重要なメスといいますかあるいは栄養といふものです、そういうものを与えた形にしようと思ひます。いわばスタートの時点において赤字体質を除くというふうなことでスタートをさせようというふうな思ひわけでおるわけがございいます。

しかし、問題はそれからどうなるかということだと思ひます。この辺もまたいづれ十分御議論があるうかと思ひますが、スタートはそうでありまして、そうした企業はやはりなかなか大変だと思ひます。その大変なものを育てていくて立派な健全体に仕上げていく必要があるというふうな思ひわけがございいます。その仕組みは、まず法的に御審議を得て立派な仕組みにつくるといふことをしなければならぬが、スタートの後におきましては、やはりその当該経営に当たる経営者の考え方はそれに従事する職員に企業に対する努力というふうなものが結果する

ようなことでなければ、企業としてはなかなか発展を確保することが難しいと思ひます。

そういう意味におきまして、今先生御指摘のうちに、今からどんな事態に対応いたしまして、基本的な物の考え方というものはわかるわけがございいますので、そういう意味におきまして企業人としての教育、そうした企業人の精神というものを習得するように、特に幹部諸君の教育につきましては、今後とも一生懸命やつてまいらるつもりでおるわけがございいます。

○中村(正雄)委員 今、国鉄も本社に推進本部をつくり、各地域ごとに新しい会社の経営をどうするか、機構をどうするかというところでそれぞれの推進本部をつくつてやつていらつしやいます。ところが、現在国鉄に二十七万余り職員がいますから、いろいろの考え方はあると思ひます。二十七万余りの職員でございいますから、国鉄をどうすべきか、どうして再建するかということについてはいろいろと各人各様の意見があると思ひます。今政府の決定している、また今この国会に提案されておりますような方向で国鉄を再建しなければならぬ、こうすべきだと思ひます。人々もあつたと思ひます。また、このような改革はだめだ、やはり今の公共企業体一本のままで公共性を堅持する国鉄でいくべきだ、足らないところは国民の税金で経営の経費は賄つたらいいんだと考える職員もあつたと思ひます。あるいはまた、今のようないくつかの公共企業体ではいけないのだから、民営的な手法を取り入れた民営に移行していかぬ、しかし分割するといふことはいけないんだ、一本でいかにくつてはいかぬ、こう考える職員もおると思ひます。これはもう各人各様であつて、それぞれの考え方があつて、その当然でございまして、この考え方が、どの考え方がいい、どの考え方が悪いと言ふべき筋合いのものじゃございしません。みんなそれぞれ考えを持っておると思ひます。

ただ、私が心配します点は、今政府が方針を決め、国会に改革法案を出し、そうして国鉄としては、その方針に従つて改革の準備を進めるという

いておるわけでございます。言いかえれば六十二年の三月三十一日に日本国有鉄道として東京駅を出発した列車は、四月一日に東日本旅客鉄道株式会社に衣がえするか西日本旅客鉄道株式会社に衣がえするかわかりませんけれども、三月三十一日と四月一日は続いておりますので、営業なり仕事は継続されておるわけなんです。したがって、私は移行の問題を一番心配するわけでございます。三月三十一日までは公共企業体としてやるんだ、四月一日から新会社になるんだから、それから新会社としての教育もし、営業もやるんだというのでは、私は立ちおくれになると思います。

皆さん方も、政府委員の方も御承知のように、電電公社がうまく移行したと言われておりますのは、移行前において新しい民間会社としてやっていかなければならないという教育と訓練をやっておったからあのように円滑に移行できたわけでございます。一部の地域におきましては、今まで電話加入者と呼んでおったのをお客さんと呼びなさい、また一部の地域では、一軒一軒お客さんを回って、これから電電も民間になります、よろしくお願いいたします、何か御注文ありませんか、電電公社の社員が一軒一軒加入者の家をあいさつして回ったということさえ聞いておるわけでございます。したがって、私はこの移行を円滑にやるために、やはり今から新しい民間会社だということの訓練と計画を持たなければ完全に移行できないと思います。これに対しまする総裁の構想があればお聞かせ願いたいと思います。

○杉浦説明員 移行のときにおきまして、そういう状態があることは本望に望ましいと思っておりますけれども、スムーズに移行がなされるということを考えますと、大変不思議な感じがいたすわけでありまして、現場の皆さんの気持ちというものは、私もほぼ回って具体的に話を聞いておるんですが、私が、鉄道を動かしている限りのうもきょうも同じだという感覚はあるんだと思うのです。いわばそれは長年培われました鉄道マン、鉄道魂といひますか、そんなような感じだと思っております。

す。正確に、安全にというような、そういうった気持ちというものはそんなに変わっていない。ですから、移行がスムーズにいくかないかの心配はありますが、その状態というものは、看板がかげえられるというところで違いがあります。職員の働きというものは、そのままだくはなにかというふうにも思えます。ただし、それに至るまでが非常に大変であるということはおうおっしゃるとおりでございます。気持ちの切りかえ、諸準備の完成ということが絶対要件であるというふうにも思っております。

NTTの真藤さんと私はよく話をいたしました。民間への移り変わり、変化に対する勉強を私はしたいんだ、教えてくださいというのをよくお話をいたしました。真藤さんもいろいろな面でも、今先生おっしゃいましたような事柄の職員の気持ちの切りかえのための教育ということを非常に力説をされたわけでございますが、また一方では、人間というのはわりかし適応性があるんだ、そういうった仕組み、入れ物、それが変わることによって職員というものはがらりと変わってくる面もたくさんあるよということも言われております。例のカードが非常にブームになっておるわけでありまして、この発案というものは真藤さん自身からやれと言ったわけではない。これは職員の中から自発的にああいうものを売り出せば売れるのではないかとというような発案で、中で企画をし、商品として売り出したら成功したということを真藤さんが言っておられました。やはり企業精神というもの、そういう仕組みの中でおのずから発展して、ある面ではこれはやってみたいとわからぬとだなという気持ちもしたわけでありまして、しかし、事前の準備というものは、やはり万全を期する必要があるというふうにも思っております。

○中村(正雄)委員 私自身も鉄道マンの良識と英知を信じております。したがって、円滑に移行すると思っております。

ただ、一つだけ、私は事例として総裁に聞いてもらいたい。このような状態が果たして私鉄と同じような経営がスムーズにできるんだらうかという点、総裁のおひきものと東京駅のことに関して一点指摘したいと思っております。

御承知のように、東京駅の新幹線の連絡通路がございまして、新幹線が到着すると千数百人の乗客がおりてくるわけでございます。もちろん南口へおりる人もあれば北口へおりる人もありますが、大多数は中央の連絡口を通るわけでございます。中央の連絡口の出口は三つしか改札口がございまして、千数百人の人がおりてきて女や子供は押し合いへし合いです。私もいつも利用しておりますので、その雑踏の中にいます。そのとき乗客は国鉄に対する怨嗟の声に満ちておるわけでございます。ところが改札口、入り口を見れば、これは三つあいておられますが、乗客のお客は散り散りばらばらでございます。したがって、超閑散でございます。出口は三つに千数百人が殺到するわけであります。本当に女や子供は押し倒される。しかもたくさん荷物を抱えておる。そうして愉快に新幹線で旅行して東京駅へ着いた、その新幹線に對しまする愉快な旅行というものが出口で一瞬に吹き飛ばしてしまふ、こういう状態でございます。これが私鉄であれば、どんな私鉄でも、例えば出口が混雑すれば、入り口がすいておれば入口を閉鎖して出口にする、あるいはまた出口に人が足らなければ、休憩の職員が行って出口をあける、これはもう当然でございます。反対に新大阪の駅を見た場合、新大阪の駅も新大阪着の新幹線が到着すれば千人以上のお客がおりますけれども、改札口は全部開放いたしておきます。何ら混雑はいたしてありません。また東京駅あの連絡通路を見ても、まだまだ改札口を五つや六つはすぐできるだけのスペースはあるわけでございます。十年一日のごとく出口は三つしかあけてなくて国民の怨嗟の的になっておる。この実情を総裁は御存じかどうか。私は今まで役員の人、責任者の人にたびたび忠告いたしました。

あんな状態で国鉄が民営になるか、これから直しなさいと言っても十年一日のごとく直つておりません。この状態を総裁は御承知かどうか。承知しておりますながら、これが改善できないとすれば、私は国鉄の改革の責任者としての資格はないと思っております。総裁はどうお考えですか。

○杉浦説明員 私も時々利用をいたしております。大変な状態であることも体験をいたしております。大変な状態であることも体験をいたしております。その場で実は発見はしております。正直にお答え申し上げます。そういう意味では大変企業精神がないのかもしれない。やはり反省をいたしますが、国鉄のあり方というのは、大きな意味での外界の変化に対応しなければならぬということ。それからもう一つは、今先生御指摘のように、毎日、毎日の作業の中、特にお客さんとの接点におきましてサービスをよくするという意味でのきめの細かい気のつき方というのが足らないのだと思うのです。そこら辺が最も改革をすべき原点であらうと私自身を含めまして反省をいたすわけでございます。今後ともそういう原点に常に立ち返りながら、よい、安いサービスの提供、それを売らなだという気持ちというものを培っていきたいと思うわけでございまして、東京駅の実態につきましましては勉強不足でございます。よく調べて対処をいたします。

○中村(正雄)委員 私は今のような事例はサービスのうちに入らない、当たり前のことだと考えております。したがって、円滑な移行がどうかということは、三月三十一日も四月一日もあの状態が続くようでは円滑な移行はできない。一遍あの現場をごらんになれば、まだ五つや六つの改札口は費用もかけなくてもすぐできるわけでありまして、しかも職員は今余っている、余剰人員対策といっているところとあまっております。したがって、この問題については、私は総裁の責任において現場を見てもらい、そして早急に改善してもらいたい。移行について非常に心配している一つの事例を申し上げて反省を求めたい、こういうことでござい

終論的なことは大体これくらいにいたしまして、本法案の内容について二、三お伺いしたいと思っております。ほとんど多くの委員の方が質問されております。したがって、改めて質問する点は少ないわけですが、できるだけ重複を避けて二、三の点について御質問いたしたい、あるいはまた二、三の点について確認したい、かように考えるわけでございます。

この国鉄の改革によりまして、六十二年四月一日現在の職員は新しい企業体で二十一万五千人、清算法人が四万一千人、合計二十五万六千人、これは一応予定されておるわけでございます。そのために、この法案の骨子であります六十一年度中に二万人という希望退職者を募集しよう。そして二万人の退職者は関連事業に八千人、公共部門と民間部門で一万二千人の職場を確保して、そして希望退職を募ろうというのがこの法案の趣旨であり計画である。そしてそれに対しては、退職金の上積みをする、これがこの法案の半分の骨子であるわけでございます。したがって、この方針どおり、昭和六十一年じゅうに二万人の希望退職者が募集されて、それぞれの職場は確保できる。もしこれができなかった場合、一万人しかできなかった、一万五千人しかできなかったとなれば、余った人はそのまま抱えるというお考えかどうか、その点をお伺いいたします。

○杉浦説明員 二万人はぜひとも希望退職の仕組みの中で解決をしていくための万全の努力をいたすつもりでございます。仮に、どうしても足らなかったというような例は余り考えたくはございませんが、そうした場合には余りましては、新事業体の二十一万五千人の規模というものを膨らますわけにはまいりません。清算事業団の方に行く以外にないと思っております。そういうことのないように一生懸命頑張りたいと思っております。

○中村(正雄)委員 一応二万人の目標は絶対に達成したい、そのとおりでございます。ただ政局が今のような状態でございますので、この法案が成

立しないこともあるいは考えなくてはいかぬ。あるいは延期、相当おくられて成立することもやはり最悪の場合には考えなくてはいかぬ。時間的な問題等で、私はやはり二万人が達成できないという場合もあるのではないかと、努力は十分承知いたしておりますが、最悪の事態にどうなさるかというところで御質問したわけです。

もう一つ、純法律的な問題でございますが、もし予定が達成できないという場合、法律的に見れば日鉄法の二十九条の四号、この規定もあるわけでございますから、これを発動するかしないかは別にして、法律的にはこれは発動できると思うわけでございますが、この点についてはどうお考えですか。これは確認でございます。

○澄田説明員 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

法律的には日鉄法二十九条四号の発動は可能であるというぐあいには考えております。これはあくまでも法律の解釈の問題としてでございます。

○中村(正雄)委員 発動するかしないかは別にして、法律的にはこれは可能だと私も思いますが、その場合、今国鉄の中にたくさんある組合がございますが、雇用安定協約を結んでいる組合もあるし、結んでいない組合もあるわけでございますが、雇用安定協約を結んでおる組合の職員については二十九条の四号は発動できないという解釈になるわけですが、そのように解釈していいですか。

○澄田説明員 雇用安定協約を締結しておる組合につきましては、日鉄法二十九条がありながら、その上にそういった協約を結んでおるわけでございますので、雇用安定協約の締結のなされておる組合員については、そういったことは生じ得ないというぐあいに考えております。

○中村(正雄)委員 たびたび政府が言っておる、一人の職員も路頭に迷わさないということは、中曽根総理以下三塚運輸大臣もたびたび国会の場で発言されております。このことは一体どういうことを意味しておるのか、お尋ねしたいと思っております。

○三塚国務大臣 この改革は、法律に基づいて新しく再生にスタートを切る、私鉄並みの経営で取り組まなければならぬ、こういうことで軽量経営、さような意味で六万人余の余剰人員を生ずる、よって国鉄の自助努力に余る四万一千人については、三万人を公務員グループ、一万人を一般関係会社へ御採用をいただくべく全力を尽くす、こういう組み立てに相なっておるわけでございまして。ただいまの私が申し上げておるその四万一千人を、国の責任において、雇用対策本部長は中曽根康弘であるわけですから、これを一〇〇％達成する。達成しなければなりませんし、その決意ですべての分野にお願いを申し上げて、それなりの見通しも立てさせていただいてきたわけであります。この限りにおいては一人たりとも路頭に迷うということはありません、こういうことであります。そういたしますと、二十九条四号の問題との関連においても、事実関係においてクリアするであらう、これが一点です。

それともう一点は、それぞれの組合が国鉄にあるわけでございますが、ただいま置かれております現状認識で、賛成反対の立場は別として、この現状はまことにやむを得ないものである、再生、新生のためにはやむを得ないものである、こういう基本的コンセンサスに相なりますれば、これまたそれらの体制というものはさらによりよいものになつていくでありましょうし、完璧な体制ということに相なるのではないだろうか。

いずれにいたしましても、法律があろうとなかろうと、中曽根総理大臣が言明をいたしておられますし、私はその命を受けて主管大臣として、この雇用安定対策に全責任を負ってやり抜く、全省を挙げてこれに取り組んでおるわけでございまして、そういう点から言いますれば、クリアでき得る、こう思っておるわけであります。

○中村(正雄)委員 そうしますと、中曽根総理、三塚運輸大臣が一人の路頭に迷う者もつくりたくないということは、必ず雇用の場を確保する、こういうふうな意味に解釈していいわけですね。

○三塚国務大臣 さようでございます。

○中村(正雄)委員 基本的な問題について、運輸大臣であると同時に政府の一員であるし、与党自民党の重要なポストにある三塚運輸大臣に注文があるいはお考えを聞きたい。

国鉄が現在のような状態になってまいったいろいろな原因はありますけれども、国鉄問題が国会におきまする国会対策の道具に使われたということが国鉄の荒廃の政治的な大きな原因であったことは否定できないと私は思います。また職場規律の荒廃にしても、そういうことが大きな原因であったということは、客観的に否定できないと思っております。したがって、国鉄の問題と国会の問題とを切り離して、国鉄の再建という一つの方向が国会対策の道具に使われるようなことがあつては断じてならない。そのようなことがあれば国鉄の改革はできない。たびたび三塚運輸大臣はそういうことは絶対にしないと明言されておりましたが、重大な国会審議の場に入ったわけでございまして、国鉄問題を与野党の国会対策の道具に使わない、これだけは絶対に守るといふことを、政府としても、与党自民党としても、三塚運輸大臣からお約束できるかどうか御答弁をいただきたいと思っております。

○三塚国務大臣 本件につきましては、御指摘のとおりであります。

過去に国鉄再建という重要なテーマで、あるいは本来国鉄労使が基本的に解決を取り組むべき問題が、国会の場で、特に政府・与党という立場の中で、これに介入をしたのではないかと、言われるようなことはあるやに聞いておるわけでございまして、かりそめにも待たなしの再建、再生という時点に立ちまして、さような御批判を受けるようなことは毫末もあつてはならぬだろう、このように思っております。本件を扱う内閣といたしまして、総理、官房長官含めこの大改革を進めるに当たり、特に労使問題を中心とした本来国鉄全体として取り組み決めるべき問題に政治が介入すべきではない、こういうことで基本的に

意思を決定いたしておるわけでありまして、さような御批判が起り得ませんように、主管大臣としてもしかと担当してまいりたいと思っておりますのであります。

○中村(正雄)委員 杉浦総裁にまた基本的な問題についてお尋ねしたいと思うわけですが、

正常な労使関係というものは、経営者としての基本的な立場を守り、労働組合としての基本的な立場を守って、その間において譲るべきものは譲り、妥協すべきものは妥協していくものと私は思います。組合の言うことを何でも聞いて、問題さえ起こさなければ、これが正常な労使関係だと考えるのは、だれが考えても間違いだと思いが、少なくとも数年前までの国鉄の労使関係は、問題さえ起こさなければいいということが労使の荒廃につながった大きな問題だと私は思います。労使間の自主的な問題については政府も介入すべきではない、国会も介入すべきではないと今運輸大臣は答弁されました。そうならば、国鉄自身が労使間の正常な関係を保つためには、それぞれが自主的な交渉によって、自主的な姿勢において解決しなくてはならないわけでありまして、今後再建の途におきまして労使関係というものは非常に難しいわけがございます。

今までの国鉄の経営を見ておきますと、業務の遂行にしても、職員を日本国有鉄道職員と見て業務の運営をするのでなくして、組合員と見て業務の運営をやってきた、そういう傾向は否みがたい事実でございます。したがって、これからの労使関係を正常に運営するためには、労使間の正常な関係を保つためには、経営者としての守るべき一線だけはきちんと守って、その上に立って正常な労使の運営を考えなければならぬと思いが、この点について総裁の御意見を伺いたいと思いがいます。

○杉浦説明員 国鉄の職員であり、なおまた大部分の諸君が組合員であるわけでありまして、その両方の立場というものを考え、特にこうした大変な時期でございますので、組合との間におきまして

は、信頼関係を築き上げ、その信頼関係の中で、難しい問題の解決の方法といたしまして、当局から遠慮なく提案をし、また組合から御意見を受ける、そうしたいわば団体交渉というところまでいかない場面におきまして、常に改革問題につきましてお互いの意思を通じ合うということは必要であるというふうに私は思います。

そういう意味で、私は私なりに、今まではいろいろな提案をほとんど各組合、全く各組合共通に提案をしてまいりましたつもりであるわけでございます。その受け取り方は組合によっていろいろでございます。その受け取り方も、私としてはどの組合というものも差別なしに公平、公正な立場で、フェアプレーという感じで提案すべきものは提案するということと今まで議論を展開をし、詰めてきたつもりではございますが、現状、各組合すべてにわたってそうした状況であるというふうになかなか言えないことがございますのは大変残念でございます。基本姿勢といたしましては、共通の問題を共通の場におきまして、ある意味におきましては、労使の壁を越えて議論をし合うということが必要であるというふうに私は認識をしておるところでございます。

○中村(正雄)委員 国鉄の労使関係は非常に複雑多岐でございます。しかし、今総裁の言われましたように、形式が団体交渉であるうと何であろうと、少なくとも国鉄の方針に反対する組合であろうとも話し合いは十分続けていく、そして理解を求める、この努力は私は今後とも続けてもらいたい。そうしてやはり国鉄の方針に協力できるような、組合員に理解を求めるような努力は続けていただきたいと思いがいます。

ただ、新聞等によりまして、労使関係が非常に悪いと盛んに報道されております。特に、今度の広域異動の問題その他については、国労とは団体交渉しておらない、こういうようなことが新聞に出ておりますが、こういう面について具体的に果たして話し合いもしておらないのか、団体交渉もしておらないのか、その点についてひとつ事情を

御説明願いたいと思いがいます。

○豊田説明員 今回の広域異動を円滑に実施するためには、各組合の理解と協力を得ることが最も大切な要件であると考えております。したがって、三月二十日に募集開始をするに当たりまして、前広に三月四日に各組合に説明をいたしまして、具体的な要求があれば積極的に協議する旨を伝えております。動労、鉄労、全施労からは即刻具体的な要求がございまして、精力的に交渉を重ねました結果、三月十四日に妥結するに至りました。

さらに、その後、募集期間内に目標数を達成することが難しくなりましたために、四月八日に募集の対象範囲を拡大いたしました。その件につきましても、各組合に説明をいたしまして、協議いたしました結果、三組合、先ほど申し上げました動労、鉄労、全施労とは妥結をいたしまして、覚書を交換したところでございます。

しかしながら、残念ながら、国労につきましては、三月十四日までに具体的な要求が出されませんでした。そして遺憾ながら抽象的な論議に終始しておりました。さらには当局が団交を拒否したということと、仮処分申請を国労が行いました。私どもは決して団体交渉を拒否したといったことはございせん。先ほど申し述べましたとおりでございます。三月十四日に出された国労からの具体的な要求につきましても、私どもは連日々にわたり協議を重ねたわけでございます。しかしながら、国労は、これ以上協議しても事態の解決が図れないといったようなことで、三月三十一日に至りまして、団交打ち切りを当局に通告してくるとともに、公労委へ調停申請を行いました。その後、公労委で調停作業が進められましたが、四月十日には調停不調となった経緯がござい

ます。こういった経緯からいたしまして、私どもとしては協議は精力的に行っておりますし、当局が協議を拒否したというところはございせん。

○中村(正雄)委員 最後に、運輸大臣にお尋ねしたいわけですが、余剰人員対策と云われておるうちで一番大きな問題は、公的部門の三万人。これはたびたび答弁されております。けれども、具体的にひとつお願いしたいと思いがいます。例えば六十二年から六十五年までにこれだけの人の職場をつくらなくてはならないわけですね。聞くところによりますと、ある官庁では、六十二年に何人、六十三年に何人、六十四年に何人と人員まで決め、しかも人も決めていい、あるいは人も決めていいところもある。こういうふうにより具体的に、六十五年までの特定の人まで決めるような官庁もあると私は聞いております。したがって、私は、少なくとも特定の人まで決めるまで具体的に公的部門の受け入れ枠というものが決まらないと、職員の希望もとることができないと思いが

います。例えば、自分は六十四年には自治省に入るんだ、六十五年には東京都に入るんだということが確定しておれば、四万一千人の枠に残った場合でも安心して残れます。あるいはまたそれぞれの受け入れ先の話し合いによって、賃金は清算法人が持つとか、しかし仕事は来て見習ってくれということもできると思うのです。したがって、公的部門の受け入れについて、枠をつくることももちろん前提でありますけれども、枠の中におきまして、年度別の採用人員、あるいはもっと進んでいけば、年度別にだれとだれは採用するということまで決めていかないと、職員の希望というものとれないのじゃないか。公的部門の受け入れ、これははっきりすれば、あと関連事業、一般の企業等についてもそれが波及して、具体的な交渉が進むと思うわけなんです。したがって、これだけ公的部門が責任を持って受け入れますというふうな、枠だけの問題でなくして、具体的に突き進んだ話し合いを、少なくともことしじゅうにやっていた方がいい。これは注文でございますが、そういうことについて努力なり見通しがあるかどうか、お尋ねいたしましたので、私の質問を終わりたいと思いがいます。

○三塚国務大臣 本件につきましては、直接、中島事務局長が全力を尽くして各省庁打ち合わせをさせていただいており、事務局全体に各省の代表者も集まりをいただきまして進めておるわけでございまして、雇用対策本部といたしまして、ただいまの御提案のラインに沿う形で進めておりますのは、六十五年度までの各省別の採用人員、それと公社公団の採用人員、願わくは地方公共団体の採用人員、もう出ておるところもございまして、地方公共団体の場合には、出ておらないところが出ておるところよりも若干多いわけでございますが、この点を、秋といわず八月あるいはできるだけ早く、七月くらいまでにおとりまとめをいただくように、まず国家公務員グループについて各省を奨励をいたしておるところであります。

さようなことで、地方公共団体に對しても、先般総理大臣も出席のもとに、地方六団体の代表者の方々に官邸にお越しをいただきまして、懇切にまた誠意を持って、置かれております今日の国鉄の立場、改革の最重要課題としてこの雇用対策がございまして、こういう点で御懇請を申し上げ、それぞれ六団体の代表者から、置かれておる実情をよく理解いたしました、よって、どういう採用に相なるかは、それぞれ知事会知事会として全体会議の中で、また市町村会市町村会として、全体の中でひとつお取り組みをさせていただくというところでございまして、実は私どもはこのことに最大の期待を寄せておるところであります、今後ともまず範を示すという意味で、国家公務員グループが率先をして、明確にその具体策を発表できる段階までこれを突き進めていかなければならぬと思っております。

今、御指摘の個人個人について六十五年度の採用まで内定できぬか、こういうことであります、が、そうまいりますれば、もうこの時点で改革のおおよそのベースはできたと御評価いただけることであろうと思っておりますが、地方団体の場合は、年度年度で採用をしてまいるという建前で

ございまして、国家公務員グループ、各省庁も、できているところもありますが、全体はやはり年度年度で一応の選考、採用ということで取り進めるといふことに相なっておるわけでございまして、この採用方式はやむを得ない採用方式かなと、こんなふうに思っております。要すれば、先ほども申し上げました三万プラスアルファ、できるだけ国家公務員グループの中でこれを採用していただきますように、これは政府の決心でできる分野でございまして、取り進めてまいるつもりでございます。

○津島委員長代理 富塚三夫君。

〔津島委員長代理退席、鹿野委員長代理着席〕

○富塚委員 私とは主として労使関係の問題についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、きょうはまた公労委の会長の堀先生に御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

その前に、運輸大臣にお尋ねしたいのですが、中曾根総理大臣は国鉄改革について並々ならぬ決意で臨みたいということを何回も言明されてきましたし、運輸大臣も全く同様の趣旨のお話をされてまいりました。ところが、このところ東京サミットも予定をされている、そして国会の解散、つまり衆議院の解散・総選挙という問題、そして衆参同日選挙という問題がかなり国会内外でもあるいはマスコミの関係でも言われているわけでありまして、さきに運輸大臣は、解散になってしまったのでは、国鉄法案はまた国会での再手続をしなければならぬから、同日選挙は反対、衆議院の解散には反対だと、仙台ですか、記者会見をされた。総理大臣は何か解散にかなり意欲的になっておられるということを受けているのです、が、このところお二人の考え方に違いが出てきたのかどうか、その辺について大臣の真意をお聞かせいただきたい。

○三塚国務大臣 官房長官が答えるあるいは中曾根本人が答えるべき問題であろうと思っておりますが、

しかし、今富塚先生言われますとおり、国鉄改革が最大の国家的大行事であり、内閣の最重要事である、こう総理も言われておりますし、私自身もそういうことで本法案もお願いを申し上げ、やがて関連法案の御審議もお願いを申し上げたい、こういうことで進んでおるわけでございまして、願わくは今国会におきまして、関連法案の御審議の上、この成立も期してまいりたい、こういうことは冒頭から今日いただいた時点でも変わらない心境としてお願いを申し上げておるところであります。

今日の国会情勢は、私は安定した国会情勢であるというふうに見ております。特に国鉄改革につきましては、民社党の方針は、既に分割・民営の方向を支持していただくという党議決定などいいただいております。公明党さんは、分割の問題について議論が分かれておりますが、改革の方針についてこれまたおおよそ賛同をいただけるといふようなことでございまして、国鉄改革法を御審議いただく環境をいたしますれば、今回は大変よろしいわけでして、第一党の社会党さんは、この問題について見直せ、こういうことを強く御主張をいただいております。もちろん共産党も御主張をいただいております。しかし、そのおつかり合いの中で御議論を民主主義のルールに従ってお願いをいたし、進んでおるわけでありますから、こういう状況は大事にしながら取り進めべき問題であって、解散をして出直すという状況にはない。むしろこの状態の中で御審議をいただきますことの方が、改革が重要であるという内閣の方針からいまして大事なことだと、こんなふうなふうに思っております。

率直にお聞きいただきましたから、率直に答えさせていただきます。

○富塚委員 総理大臣は政局の安定を大義名分にして解散・総選挙をしたい。運輸大臣は、村が違ふこともありまして、今の状況は安定している、だから国鉄法案についてもぜひこの国会でという気持ちなんでしょうけれども、国会の具

体的な日程ということの中で、この国会で国鉄法案を仕上げるのと当初息巻いておられた総理大臣が、もう今やそういうことじゃなくて、解散・総選挙に打って出たい。打って出ると、これは当然国会がなくなるんだらうから廃案になってしまうんだと思うのですけれども、時間的にもう事実上この国会での処理は無理であり、また来年の四月一日というタイムリミットを考えたときに、国民の側から見て、国会の審議だけをやっていても本当にうまくいくのかどうか。官報への掲載の問題でも、あるいはその他の問題でも、ある程度政府は分割・民営を想定してキャンペーンを張っているとか、国鉄の当局はそういう準備を進めているとか、いろいろ我々の側からすると問題のあることがやられて、抗議をしたり申し入れをしたりしているんですけども、時間的に物理的に来年の四月一日なんといっても無理なんじゃないのですか。大臣、そこあたり余りむきになって無理なことをやる必要はないのじゃないかと思うのです、が、どうですか。

○三塚国務大臣 総理大臣は解散は考えていないと衆参両院の予算委員会たびたび申されておるわけでありまして、推測をして報道されておるマスコミの報道と、総理大臣が直接物を言っていることは明確に對峙しておるわけであります。私も閣僚の一人として、総理の考えておらないと言ふことをそのとおり受けとめ、信じ、そうあるべきだということで、前段も申し上げさせていただきました。いたわけでありまして、残された一カ月の御審議の中で全力を尽くしてまいりますならば、相当部分の御審議が進むのではないだろうか、このように思っております。

かねがね申し上げておりましたように、六十二年四月一日のスタートということでありまして、今国会に成立をさせていただくということであり、ますれば、十カ月の準備期間がありますことに物理的に相なりますし、仮に主要な法案の八つのうちの幾つかが継続で次の国会に相なりまして、これは国会でありますから、国会の意思によつて

決まることであるので、結果としてさように相なつたということであり、これは、このことは総理にねがね申し上げておるわけであり、参議院選挙後できるだけ早く臨時国会を開きたい、秋風の吹くころには御成立いただけるようには、真剣に、特に野党第一党の社会党を初め各党にお願いを申し上げさせていただきます、取り進めさせていただきますことに相なりますが、四月一日のスタートはそう無理なことではない。しかし、国会の決定があくまでも最前提にあり、私も国会議員の一人でございますので、百も承知でございますが、そこを政府全体でお願い申し上げることにより、国会の御審議を煩わし、御決定をいただくという前提に立ってお話を申し上げたところでございます。

○富塚委員 総理大臣は、同日選挙をやりたい、解散・総選挙をやりたい。そして伝えられるところによると、解散権は総理にあると言っておられる。そうだとするのです、過去を見ても、臨時国会を夏の七月に開く、大休人が夏休みみどきに臨時国会を開いて七月、八月にやるなどということは、よほどのことがない限り恐ろしいのが普通だと私は思いますけれども、総理大臣は、意欲はあるのでしょうか、だんだんトーンが落ちていって、別な方に目がいっている。何かこの国会から国鉄改革の意欲がだんだん遠ざかっていく、切った感じが受ける中で、運輸大臣は大いに張り切っておられるのですけれども、どうなんですか、もう少しゆっくりに審議して、ゆっくりに考えていくようなぐあいに考え直すわけにはいかないのでしょうか。

○三塚国務大臣 これは私一人で取り決めているわけではございませんで、合議体としての内閣が決定いたしました、私が主管大臣として指名を受けておるという形の中で、そのとおり受けさせていたいただきますが、主管大臣として全力を尽くしておるというのが現況であります。

特に、ごめつくりひとつというお話もあるわけでございますが、先ほどの御論議にもありますとおり、法律に六十二年四月一日にスタートを期すと明記を、お願いを申し上げておるわけでございますから、そうあります以上、準備期間を少なくとも数カ月、余裕をもつて置かせていただいて成立を期してまいりたいと思つたので、提案した政府側とすれば当然の最低の決意であるし、またお願いでなければならぬだろう、こう思ふいます。

そういう意味で、過去の真夏はお盆休みもありということと申しておきますけれども、こういう国家的な大事業でありますから、私見を申し上げますが、次は継続に相なりまして、成立ができて、次に継続に相なりまして、このことと申しますならば、参議院選挙後できるだけ早い機会に、暑い盛りで恐縮であります、これは国家のために、国民のために臨時国会の早期開催をお願い申し上げます、御審議をいただき、その責めを果たしていただければならぬと思つておるという率直な意見を申し上げます。

○富塚委員 改革に向けて大きな問題は、累積債務の処理がどういふふうになされていくのか、これがこれから大きな問題になるだろうし、土地の売却あるいは十六兆七千億ですかの問題もこれからある。同時に雇用の問題です。この法案で連日審議されておりますけれども、この雇用の問題が本当にうまくいくのかということが、新聞やテレビにアピールするポーズだけが先行していつて、本当にうまくいくのかどうかということについて、私は実感として疑問を持っています。一人なんです。

きょう汽車の中で買つてみた、日経新聞に「首都圏への希望六人 国鉄の広域異動」と出ておりました。首都圏へ来る希望者が、盛岡一人、秋田二人、長野二人、金沢一人、たった六人しかないというのであります。

一方、私の部屋にもお持ちいただいた国鉄当局の配転計画といふものが、国鉄余剰人員の各部門に採用していただく状況について、それぞれ「公的部門」「国、地方、特殊法人等」「一般産業界」そして「国鉄関連企業」、トータルして三万六千人だとして一覽表がこう出ているわけなんです。

しかし、私もずっと国鉄におりましたから関連企業のことにはよくわかつてはいるつもりですが、八百六十五社で二万一千人をお願いする。内実をいろいろ聞いてみますと、結局は、単年度では了解する、協力しないと政府や国鉄当局からいじめられるから、単年度では協力する、しかし、先行きの話は数字を挙げておきさすればよい。単年度の問題で何ができるかという玉突き解雇です。結局、国鉄から来るからおまえやめろということ、当該関連企業に働いている人が押し出されていくような感じに現実になるわけです。ですから、関連企業の中が大混乱する。今は国鉄再建という大義名分の上に協力する、したいということがありましかつても、これから先、本当にうまくいくのかどうかといふたら、二万一千人もの人、そんなに吸収する能力があるのか、私は本当に疑問に思ふのです。加えて、自治体など公的部門もそうだと思うのですが、単年度では協力しないと政府にいろいろ別な意味でいじめられるから協力する、しかし、中期的な問題になって何年かの計画になったら、これはもうだめになつてしまふのじゃないかという気がするわけです。

運輸大臣も国鉄総裁も積極的に各方面を回つて協力要請はしていると言つても、今の日本の雇用構造の中で、これだけを吸収するなんというところが簡単にできるのかどうかということについて、私は率直に疑問を持っています。一人なんですから、これは自信を持ってやっているとはいへないのです。

雇用対策は四万一千人、先ほど申し上げましたとおりであります。この件は何としても達成をしないかなければならぬ最低のノルマ、こういうことで六十五年度までにこれをきつとやらせていただく、こういうことであります。ですから、自信がある、ないという次元を超えて最低のノルマである。もつと表現をさせていただきますと、石にかじりついてもこれは達成をしまふことである、こういうことで全力を尽くしますし、同時に、これを九月ということをおっしゃるわけでございますが、できるだけ八月あるいは七月までに、この具体的な数字の集計、段取り、計画というものを明確にして発表してまいりたい、こういうことで全力を尽くしておるということでありまして、最低のぎりぎりのノルマである、こういうふうに御理解をいただいて結構であろうというふうに思ふいます。

○杉浦説明員 関連企業の二万一千人でございますが、関連企業はそれぞれ中の事情がございまして、なかなかつかつたところもあつたところも思ふいます。なかなかつかつたところもあつたところも思ふいます。いわけ親元である国鉄というものが大変な時期なんで苦業をともにしていただきたいという我々の呼びかけに對しまして、つらいながらも受け入れますというので、各企業ともにそれぞれ新規採用の停止、それから定年制の低下といふことが引き下げというふうなことも応じていただきたが五年間のスケジュールを立てて、その中で何人何人というふうな策定をしていただいたわけでございます。年が変りまして、経済事情も変わり、関連企業の中身も変わるかもしれないが、一応現段階におきまして、各企業ともどもそういう目標を達成しようというふうに言つてくれた合意があるわけでございます。そうした我々の気持ちの理解してくれ、約束は守つてくれるというふうには私も信じております。

みずからの自助努力ということ、まず関連企業に呼びかけをしたわけでございますが、これだけでは足りません。政府全体を挙げまして、ある

いは地方公共団体、一般産業界への御協力もかなりいただきつつ、政府におきましては、公的部門三万人の枠を示していただき、また一般産業界におきまして、今まで申し出がございました数だけでも九千人というように数に上っておりますので、そうした全体の雇用の場の枠の拡大につきまして、大臣、私ともどもどこへでも出向きまして、今後とも要請をし続けていきたいと思っております。

具体的な問題といたしましては、個別にそれぞれ地域ごとあるいは年齢別、職種別に当てはめていかなければなりませんので、作業というものはそうなかなか容易ではないと思えますけれども、そうした大きな枠をつくっていただくならば、これは労働省のお力もいただきながら、私も懸命の努力をもちまして目標を達成していきたいというふうに思っております。

○富塚委員 私は総裁がある新聞に本音を言っておられたのを拝見したら、やるだけやってみることで、実際にどこまでうまくいくかといったようなことをちらっと見たことがあるのですが、ちょっと心配するのは、関連企業に二万一千人と民間企業に一万人と、何か余りにも数字だけが先行して走って、実際についていけなくなってしまう、最後は一体どうなるのか、最後は失敗するのじゃないかという懸念が、何かそういう感じがするのです。どうも九万三千人という数字が出て、清算事業団の数字が出て、こちらが出て、その数字を合わせるためにうまくいくのだ、うまくいかせたいのだということのために先行しているようなことがちよつと問題がありはしないかと私は思うのですが、余りそんなに一回に何万ここに要ることに要るなんて言わずに、着実に本人の希望を聞いて配転をしてやるとか、そういうことを国家的に国鉄の当事者として考えていくということがあつていいんじゃないでしょうか。そろそろこの辺でカーブを切らないと、このように報告された数字だけを見ると、これはこんなふうに本當にうまくいくのかどうかと思つてびつくりするの

ですけれども、関連企業八百数十社、円高問題が出てきて関連するそれぞれの企業もいろいろな意味でおおきく受けたたり、国鉄が今度変わっていく中のおおきく受けたたり、いろいろなことがある中で、決して雇用拡大なんという状況は望み得ない中で一体どうなのかという点で、数字の問題はどうでしょうか、余りこたえられないということにできないのでしょうか、総裁。

○杉浦説明員 国鉄の改革の有無にかかわらず、やはり余剰人員問題というのは必至な状態です。現在でも余剰人員が出ております。したがって、これをどうやっていいかということとは、どうしても解決をしないといけないんじゃない。まして将来の改革を考えると、その問題というのは一層必至の状況であると思うわけでございまして、今余り大枠の数字が先行し過ぎるのではないかと。今余りお話をし過ぎますけれども、問題が重要な事柄だけに、各職員は非常に心配をしております。そうした職員の気持ちもおもひながら、雇用の場というものはできるだけ確保しておかなければならない、そうした目標をやはり立てていかなければならない、それに向かつて精いっぱい努力をすることが大事であると思つて。

そのときそのときの状況に応じて適宜やれるところをやつていけばいいのではないかとおっしゃいますけれども、そうなりますと、かえつて職員は動揺するのではないかと。やはり将来の展望というものを明らかにし、雇用は確保されるのだということを職員の諸君に信じてもらうことが必要であり、またそれにこたえるための努力は最大限しなければならぬと思つて。

○富塚委員 広域配転としまして、九州や北海道から四千人首都圏にとるとか関西圏にとるとか、すぐに四千という数字が出る。ところがやってみたら余り希望者がいないから、じゃその範囲を広めてみる、広めてみたら、けさの新聞じゃないけれども、一回募集してみたら希望者が六人しか来なかった。四千なんという数字をばばばんと

そう機械的に出してやろうとすると、根本的に雇用政策に誤りを犯すのじゃないかと私は物すごく懸念するのです。そういう国鉄の置かれている状況を考えみると、それは都心にいる人が転職して、次に都内の同じ会社に行くなんていうぐあいにはいかないので、余り数字を挙げても四千の広域配転、次は二千だ、次は千だ、足りなければなんというのではどうなんでしょうかね。そこは考え直さなければ大変な一めぐりしては持つという、一つのめどは持つても、そのところが今度四千人出なければ強引に無理してやらせる、後でいろいろ労使問題は言いますけれども、そこはどうしてもつながつていくという不自然さが出てくる、そういうふうになりませんか、総裁。

○杉浦説明員 広域異動の問題につきましては、やってみないとよくわからないというところは確かにあつたわけでありまして、ただ、私どもの考えなり希望といたしましては、いざ余剰人員対策の一環としましては、地域的なアンバランスというもの、これを解決していかなければならない。その場合には、今から広域異動をやつていく必要がある。

そういうところで一番問題なのは、受け入れ先の住宅事情であります。したがって、住宅の空き家の数を一つのめどにいたしまして、三千四百人という数字を一応の目標にいたしたわけでございますが、やはり実際に募集をかけたところが、長年住みなれた故郷を離れることについてのいろいろな意味での抵抗なり問題があつたと思つて、そうした中で、第一回の募集につきましては約二千人の応募があつたということでございます。

三千四百から数が少ないものですから、少しまたその範囲を広げたというふうな状況であるわけでございます。数字を絶対視して強行するというつもりはございません。やはり各個人が納得がいき、住宅事情あるいは教育問題、そうした背景を十分に職員に理解を求めながらやつていきたいと思つておるところでございます。

○富塚委員 私はこの点はここでやめますが、数字が災いをして最後に失敗しなければいい、数字にこだわる余り大変なことにはせぬか。数字が大き過ぎますから、何といったつて小さな数字じゃないのだから、ぜひそのところは再考を願つておきたい。実感として一つは私はそういうふうに思ひます。

そこで、お聞きしたいのは、労使関係ですが、御存じのように、国鉄内のクローズドショップは、公労法によつてオープンショップ制になつて、たくさん組合があるわけです。最近もまた別な組合ができたという言われていますが、国鉄の労使関係がノーマルだと思ふのか、アブノーマルだと思ふのか、どうなつていくのか。きょうは労働省からもおいでいただいているのですが、運輸大臣、総裁、そして労働省、現状の国鉄の労使関係についてどう見ておられるでしょうか。

○三塚国務大臣 国労と雇用安定協約がまだ結ばれていないということですが、本件につきましては、労使ともに真剣な努力が行われておると伺つております。その限りにおきまして、全体として労使関係はよい状態で取り進んでおるのかな、このように思つております。

○杉浦説明員 国鉄は各組合たくさんございまして、考えがいろいろと違ふことも事実であります。しかしながら、私どもは各組合ともに全く公平な立場におきましていろいろな提案をどんどん提示を申し上げ、協議をし、妥結するものは妥結し、前進を見ていられるところもあると思つてございまして、残念ながら一番多くの組合員を抱えております国労との間でなかなかうまくいかないということも事実であります。特に雇用安定協約、労使共同宣言というふうな、私どもにとりまして非常に重大なポイントである問題につきまして合意を見ていないことは、まことに残念であります。決して国労を軽視し突き放すというふうな気持ちには毛頭ありません。むしろ多くの組合員を抱えておる国労と十分に話をし、何とか同じ土俵の中で、これからの国鉄改革の問題を考え、てほしいというふうに切に思つておるところでござい

○杉浦説明員 共同宣言の自身は、私どもの考えとすれば、各項目は国民サイドから見まして大変日常の当たり前のことである、しかしながら、それがまた重要なことでもあるというふうに思っています。てにをはの点について決してこだわりを持っていないわけではございません。しかし、こういうような日常的にぐく当たり前のこと、しかもまた非常に重要なことというものを結んでいただけないということは、やはり私どもとしては、非常に残念である、その間におきまして信頼関係というものがたつとつかないんだというふうに言わざるを得ないわけです。そこが非常に問題でございまして、この辺をわかつてほしいというふう

に思っております。○富塚委員 基本的に余剰人員を認める、労使間の話し合いをする、話し合った結果によって信頼関係を内外に明らかにした上で別にいいんでしよう。前にするの後にするかと問題は別にいいんでしよう。その点はどうか、総裁。○杉浦説明員 問題は余剰人員の対策の円滑な実施ということであるわけでございます。ただ、共同宣言の前文にも書いてございまして、余剰人員対策というのは私どもだけではできません。やはり政府全体、地方公共団体、一般産業界、ひいては国民全体の御協力なしにはこれだけの人数の解決というのはいけません。そのために、国民全般に対して、私どもは労使全く同じ土俵で、労使の壁を越えてこの問題については一緒にやっていくんですよというところを示したいわけですね。その示したい中身が労使共同宣言であるというふうに思っております。ございまして、その辺の理解をぜひとも得たいと思っております。わけでありませう。

○富塚委員 だから、三つの組合とは共同宣言を結んだ、イコール雇用安定協約も結んだ。私が等距離と言っているのは、何もその三つの組合と結んだのを全部同じくやれという性格のものではない。あなたが言っているように、基本的には信頼関係をきちんとしよう、こういうことなんだか

ら、それはそういう方向に向けて具体的なやり方というものは、何も共同宣言を既に締結したところと固執する、こだわりの必要はないんじゃないか。その基本的な筋が生かされることならば、それでいいのでしよう、別にそれで。

○杉浦説明員 何通も同じことを繰り返します。各組合と話しながら円滑に実行するということが究極の目的であることは事実でございます。ただ、その、一緒にやってやるということの信頼関係のあかしといえますか、むしろ国民に対するあかしといふものを共同宣言であらわしておきまして、これはひとつ結んでいただきたいというふうに思っております。

○富塚委員 やはり考えてもらわなくてはいいけないのは、日本航空の事故でも労使問題がいろいろ話題になりましたよね。それで新しい経営者になられた方々は、労使問題をもう一回見直していくという点で具体的に言われているわけですね。私は、どうも国労なら国労という組合をもう問題にしない、敵視する、差別をするみたいな、戦術的にやっているのか、そこでとことんまでやっていくこととしているのか。そこらの問題が、どうも口では信頼関係、信頼関係を言ったって、現実には組合と当局、経営者の立場の違ふことはわかっておるわけですから、そういう点なぞそこそこだわろのか、共同宣言にこだわることかということ。私は理解できない。だから、基本的に信頼関係をきちんと上げていくということは、その組合の立場なりその組合の状況、そういうものを十分勘案した上にやっていくというふうなものを十分勘案した上で、総裁。そういう方向で。

○杉浦説明員 おしかりを受けるかもしれませんが、私どもから逆に言えば、なぜこのようなごく当たり前の共同宣言が受諾していただけないのかというふうな疑問に思っております。ございませう。

○富塚委員 だから、共同宣言にはこだわらな

てもいいのでしよう。それと、つまり信頼関係を別につくっていくという、その土俵の話し合いとか、そういうルールができればいいわけでは

○杉浦説明員 土俵の場というふうに申し上げましたが、その土俵の場のもとが労使共同宣言であるというふうには私も考えております。

○富塚委員 この問題はまた最後にいろいろ申し上げるわけですが、労使関係の改善のためには、やはり経営者側が積極的にイニシアチブをとるといふのが常識なんですね。民間の組合でもいつの場合にもそういう点は常識なんですね。だから経営者の側が積極的に改善のためにイニシアチブをとらずに、特定の組合を差別するとか、特定の組合にみないなことがあつてはいけないと私は思う。そういう点がやはり国鉄の経営者の場合にはちよつと問題がありはしないか、私はそう思うのです。

そこで、これは総裁がなされる前のことかもしれないけれども、やはりこのところ国鉄は二、三年、職場規律の問題とか、あるいは職場のさまざまな問題についての点検をするということなどやってこられました。その都度、総裁に報告をして、総裁は大臣に報告をする。飲酒運転が多いとかあるいは時間内入浴とかワッペンとかいろいろなことを社会的に公表されてきた。時には不当労働行為的なものも散見されたとは見ておりますけれども。常識的に、私にある民間大企業の経営者が言うわけですね。富塚さん、国鉄の経営者は狂っていないか、大体自分の企業の中で働いておる人が、これが酒飲んでやっている、これが勤務時間に入らなくておるなどというところを、何で世の中にそんなことを発表する経営者がいるんだ、これは経営者がそういうのは隠して、徹底的に直していくということをするのが本来の経営者じゃないか、そういうふうな私に民間の大企業の経営者が言ってくれました。私もそこあたりが労使問題逆立ちしているんじゃないかというふう

に思うのですけれども、一体労働組合のやってい

る行為を暴くために、こういう個人的なことを言っているのか、トータルして職員という経営者の一あるいは日鉄法の適用する範囲内の問題でこうやっているのか、一体どういうふうなこれは考えられているのですか。今もそれをやっていらつしやるのでしようか、総裁。

○杉浦説明員 職場規律の中身でございませうけれども、国鉄の職場の中というものは外側から非常に閉鎖的に遮へいされております。皆さん方が自分からは当たり前だと思つても、世の中から見ますと非常に不自然な事柄が行われているというふうには私は前から思つておりました。そういういわば社会通念上ごく当たり前の職場の規律というものを正すということ、これが職場規律の確立であるというふうな思つてございまして、むしろこれは労働問題というよりも、いわば会社組織の中の規律の問題であるというふうにも思つてございませう。

そうした内情が表に出るということは、おつしやいますように、確かにその企業の責任者といたしましては大変恥かしいことだというふうにも思ひます。しかしながら、現在公共企業体日本国有鉄道という立場にあるわけですから、日本国有鉄道法に従つて日常の仕事をしつかりやっ

ていかなければならぬ。これは政府、運輸省の監督のもとにしっかりとやるということになつております。そういうことの中で職場規律というものを明確に、明らかに確立をしていくというふうなことがぜひ必要である。みずからをさらけ出すことの恥ずかしさはありますけれども、その内容が余りにもひどい職場が多かつたというところの経緯もこれあり、それらを改善しつつ、適宜まとめて運輸大臣に報告をし、それが一般に公表されるという過程を経たわけでございます。それを何か作戦的なような形でやるということの気持ちは毛頭ありません。職場規律は正常でなければならぬ、ごく当たり前のことを当たり前にやっているつもりであります。

○富塚委員 私が心配しますのは、やはり民営化

する、民間の企業に学ばなくちゃいけない、私鉄を学べ、いろいろなことをおしやうていけるので、学ばなくちゃいけない、経営者も学ばなければいけないのじゃないかということなんだよね、経営者が基本的に、それをあんなことを意識的に何か公表するのには、余計な国鉄に対する不信がいりやうな各方面から出てきた。これがどんなに再建にマイナスになっているかというところは、僕は客観的にマイナスになっていると見て一人です。あなたたちはいいことをやっただ、よくこうしたと思っているかもしれないが、それは僕は間違いないかなというふうには思っている。

そうすると、このような考え方や労務政策――

私が言っているように、労使関係の改善は経営者がイニシアチブをとらなければだめだ、それは当然なんだ。労使関係の改善には、やはり民間の企業も使用者がイニシアチブをとるのは常識ですよ。そういうときに依然としてこんなことをやっていたら、落ちつく先は一体――またどんな改革をやったって、国民に信頼されるということになつていかなければならない。依然として労使問題というのは、最後まで行つておつたままのまゝではないかと思うのです。かつて労働大臣もやっていたいろいろな大臣を経験した人が言っていました。このままこんなアブノーマルな労使関係で行つたら、第二の下山事件が起きやせぬか、第二のマル生になつてどうなんだみたいなことを現実に心配される人もいます。そこらの基本的な考え方について、どうなんですか、もつと経営者自身が労使の関係改善にイニシアチブをとっていくという気持ちになれないものでしょうか、総裁。

○杉浦説明員 企業の経営なりあるいはまた労使間の信頼関係の樹立ということに当たりまして、管理者側、経営者側からイニシアチブをとってやるというふうな必要性のあることは非常に多いことだと思ひます。まして現在のような大変革を経験しつつある、こういった状況の中では、むしろ

私も将来を見通しながらいろいろな問題を次から次へと投げかけていって、そして協議をし、理解をしようというところが絶対必要であるというふうな思つておるわけでございます。昨年から本年にかけまして、いわば今までの組合に与りましては非常にびくびくしているのだらうと思つたのですが、次から次へといろいろな注文なり提案をいたしております。これはもう当然のことだと私は思つておるのではございませうが、ただ、大変残念なことには、過去の経緯からいまして、国労という大きな世帯を抱えた組合の対応というものが、私も考えているようなスピードでい

な対応をしていただけないというところが非常に歯がゆいわけでございます。どうか私どもの本心というものをよく理解してください、その上で早く反応を示していただきたいということを、その都度、その都度申し上げております。しかしながら、国労内部のいろいろな事情もあるのだらう、そういう意味での対応はおくれがちであり、明快な御返事というものがなかなか得られないという点もあるわけでございます。しかし、過去の経緯を見ますと、決して提案全体がだめになっているわけではございません。時間がかかっても提案が受け入れられたという経緯もあるわけでありまして、私も、私どもは粘り強く何遍も国労の皆さんと話をし、理解をしていただくように、これからも努めるつもりであります。

○富塚委員 最近、四月の四日ですか、国鉄当局は企業人の教育をしたいということで組合に提案したと聞いております。この中身をずっと見せていただくと、一体企業人教育とは何を考へておるか。来年四月から民営・分割、新しい企業体に移ろうとしているのに、何でそんなことをやるのか。これは世の中の常識からいって、大臣、今四月ですからあと一年きりないのだ、法律をこれから審議するのですからね。これは大卒者、管理者、一般職、七万人、企業人にふさわしい考え方と行動力を身につける。一般職員のうち勤務成績を勘案して五万五千名を募集する。こんなことをなぜ今、限られた数の中で、勤務成績のいい者なんていつて、勤務成績の悪い者を教育するというのなら話はわかるけれども、勤務成績のいい者を企業人教育して、総裁、何を考へてこんなことをやるのか、おしやるのか、こうした教育は遅過ぎたと思ひます。もつと早くしつかりとやっつけていかなきゃならぬ。これは国鉄の改革、今回の改革のいかんにかかわらず、世の中の激変というのに対応いたしまして、国鉄も一つの企業である、その企業のあり方としましては、管理者並びに職員の気持ちというものは、やはり変わつていかなきゃならぬと思ひます。そうした点の改革というものを、今になって急にやるのは何だとおしかりを受けるのももつともだと思ひます。もつと早くにそうした意味での勉強というものを十分すべきであつたとおしする反省をしているくらいであるわけでございます。

中身といたしましては、国鉄の従来の日本国鉄鉄道法に沿つた形、日常の業務は今までどおりしつかりやっつけていただくことは当然でございます。ただ、特に現場管理者以上の管理者の気持ちといふことは、やはり鉄道は公共的な仕事をやるばかりでなしに、企業としての気持ち、そういうものを持つて毎日の仕事をしたいというものでありまして、そのための教育を遅まきながらスタートさせたということであります。

○富塚委員 勤務成績を勘案してと限られた数とか、なぜそんなことを打ち出さなければならぬのか、私は非常に疑問に思ふのです。つまり改革法案に出てくる清算事業団に残る、あるいは新会社に行く、そんなことの中で差別しようとしているのじゃないかと勘ぐられてもしょうがないような提案をされているように僕は思ふのです。

きょうは井手総裁室長にお話を願つていますが、どうも、私は、国鉄の労働協約の生い立ち、とりわけ国労と国鉄当局との関係についていろいろ問題を質問してみたいし、ぜひ皆さんにわかつていただきたい、総裁、大臣にもわかつてい

ただきたいということで、井手総裁室長にもお話を願つたのです。

結局国鉄は、世間からも言われているように、佐藤内閣当時に、磯崎さんが副総裁だったのではありませんか、いわゆる生産性向上運動というものを導入して、そして積極的に新しい労務政策を遂行しようとした。ところが昭和三十一年から国鉄は赤字に転落したわけですね。御案内のように、生産性向上運動の原則というのは、利益の公平な配分である、あるいは雇用の拡大である、あるいは労使協議であるということ。ところが実際には利益の拡大どころかほとんど減員をしていかなければいけない。合理化によって減らさなくてはならない。労使協議だけが残つちやうたつたのです。それであの生産性向上運動が失敗をした。いわゆるマル生運動、僕はそう名前をつけて、そして結局は生産性向上運動に名前をかりた不当労働行為を誘発するみたいな形になつて、そして公労委に不当労働行為の問題として提起されて、公労委が認定をして、総裁が陳謝をして改めて收拾をするというのをやつたわけですね。そういう苦い経験というものをやはり国鉄の労使の間で持っているわけでありまして、その結果からいへば四十六年三月二日に締結をした雇用安定協約も生まれたんだし、その結果から四十六年五月二十日に配置転換に関する協定も締結をしたわけですね。あのとき私は国労の本部の企画部長で、井手さんは労働課の総括で、担当者は徹夜でこの問題をまとめた協定文をつくつたわけですね。そういうのをつくつて、なぜ今その協定が現状の改革の上に間違っているのかのような考え方を示されているのか。井手総裁室長、いかがなものでしょうか。

○井手説明員 御答弁申し上げます。今、先生からお話しいましたような、たしか四十六年の三月だったかと私は記憶いたしますが、何せ十六、七年前の話でございますので、細かいこととか年月日は、場合によりましてはちよつと失念いたしておりますので、間違つてい

かもしれないが、確かに雇用安定協約の再締結をするという時期がございました。さらにそれに伴いまして、お話しのように配転協定というのを結んだわけでございますが、実はこれをめぐります背景はもっと違つておりました。

と申しますのは、先生も御存じのように、昭和四十四年の十一月にE.L. D.L.一人乗務ということをしていたしました。さらにそれにさかのぼりまして四十四年の二月にXマン、いわゆる列車掛というものをなくしました。そしてまた四十五年には新しい車両の検査方式というのをいたしました。いろいろな意味で、今先生からいろいろなお話ございましたけれども、我々は決して、不当労働行為になつたケースもなくはございませんけれども、マル生運動というものは、結果といたしまして生産性向上に非常に寄与したと思つておりますが、そういった向上運動をする過程の中でもつて相当合理化が進みました。その結果、現在では余剰人員といつておりますが、当時過員といつておりますけれども、主として過員が相当の数出ました。一方、保線区系統の、主として保線でありましたけれども、合理化がおくれておりましたもので、欠員というものがございました。さらにまた地域的にもそういう過員、欠員が偏在いたしました。

そういう中で、要員を非常に効率的に使うためには、どうしても広域異系統の配転をせざるを得ないじゃないかということが背景にございまして、我々、四十五年の暮れだつたか四十六年の正月だつたか忘れちゃけれども、そういう意味では、現在現実に残つておるそういった過員というものを挙げまして、トータルいたしましてかなりの過員があつたわけでございますけれども、その過員を解消するためには、この際、広域異系統配転をかける以外には、それまで配転協定というののございました。それまでの合理化事業の最後のところに、配転に当たりまして、この事業ごとの配転についての文章が載つておりましたけれども、この際どうしようかという議論があり

ましたが、その前に、現実には過員というものを、年度末の定期異動にかけて全国に異動さそうということで、各個人個人に転勤調書というものを送らうという格好で我々は提案をいたしました。それに対して、国労の当時の部長からも大分厳しいこともつて、それをめぐりまして議論がございました。要するに、調査をのまない限りは、我々は雇用安定協約は結ばないということとを、四十五年の暮れであつたか四十六年の一月だつたか忘れちゃけれども、我々は組合の方に御提案申しました。今の調査のいろいろな取引の中で、取引といひますかいろいろ議論の中でもつて、それでは最終的に配転協定というものを結ぶという格好で配転協定を結んだ。広域異系統配転をするという格好で初めて雇用が確保できるのだということになるのだから配転協定を結ぼうじゃないかということが当時ございまして、それを結ぶという点でもつて、四十六年の二月だつたと思ひますが、二月か三月か忘れちゃけれども、雇用安定協約を再締結したという経緯でございます。

さらに、その配転協定につきましては、今お話ございましたけれども、五月のちようど春闘のさなか、私と当時の細井中執と二人でもつて夜中徹夜していろいろ議論をいたしました。その条文についてよく記憶してございせんけれども、配置転換の円滑な実施のためという格好で、配置転換というのは当然あるのだ、あるのだけれども、それをうまくやるためには、できるだけ本人の意向を聞くというわけにいたしました。さうを中心といたしました。いかにいかに協定を結びました。さらに私がそのとき申しましたことは、しかし、全部の方がそれぞれそんな格好で希望どおりならぬのだから、場合によつては本人の意に反する配転もあるということにつきましては、いろいろな議論がございましたけれども、配置転換の円滑な実施のためということで説めるじゃないかということと、最終的に細井中執からの御提案がございした議事録確認の附属了解事項の中に、もとの職

場がもしあつた場合には、要員需給を勘案の上、もとの職場に帰してくれという御提案があつたわけでありまして、細井中執からも、それを読んでみても、本人の意に反する配転ということが起きるケースがある、そのときに、今言つたようなことでもとの職場にもし欠員の出るような場合には、全体の要員需給を見ながら優先的に帰すということを書いてあるということとは、そのことを証明しているじゃないかといふような事柄を含めまして、我々は配転協定を結んだというのが、どうも私の、今先生のお話を承りながら、おぼろげながら思い出した事柄でございまして、先ほどもおつしやつたような事柄についていろいろございしましたけれども、少なくとも当時雇用安定協約を結んだ、あるいは配転協定を結んだという事実はそういうことでございまして。

昨今のいろいろな、その後の雇用安定協約あるいは配転協定の再締結問題につきましてはいろいろあることにつきましては、私は当事者でございせんもので、確たる事情はわかりませんので、言及できないということでございます。

○富塚委員 私の問題にしたいのは、あのときにも全く意見の一致したのは、本人の意に反した免職、降職は行わない。これを明確に入れる。つまり本人の意思を尊重するという基本的な立場は、いわば憲法十一條のいわゆる基本的人権の問題や十三條の個人の尊重の問題などいろいろ議論をして、いわゆる本人の意思を尊重するという基本の柱を両方の協定に厳然と実に入れているわけですね。ところがどうも本人の意思を尊重しない、強要があり得る、転職、免職が本人の意思にかかわりなくあるという問題は——今、世の中進んでいるのです。世界の大國、経済大國になつた日本で、近代的な労使関係でこれだけいっているのに、なぜそんなところにこだわらなくては行かないのか。これは明らかに別の意図を持つていふからそんなことをやっているのじゃないかといふふうに思うのですが、これはどうですか。

確かに両方の協定にそういった文がございまして、けれども、配転協定の方の文案は、配置転換に伴う、配置転換後というか、要するに、とりあえず配置転換をしておいて、その後、免職、降職をするということではだまし討ちじゃないかということと入つた協定でありまして、基本的には雇用安定協約でありますように、機械化、近代化に伴う意に反する免職、降職がないというのが筋でございまして、配転協定の方は、一応配転はする、要するにあのときは、異系統でもいいけれども、同職種があるというところで、同職種という格好で配転した結果が、しかしそれは結果としてだまし討ちであつて、行つてみたらそこでもつて降職、免職になるということがあつたわけじゃないかといふかという格好で入つたわけでございます。何も今先生がおつしやつたようなことでございせん。基本的には、雇用安定協約の中に明かに機械化、近代化に伴つて意に反する免職、降職はないということの規定したにすぎません。

○富塚委員 労働省にお尋ねをいたします。国鉄は公労法の適用下に、まだ新会社ではありませんから、公共企業体等労働関係法、昭和三十三年十二月二十日に制定された法律二百五十七号によつていのですが、第二條の定義には、日本国有鉄道の労使関係ということで明確にしています。第三條では、公共企業体職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないとところは労働組合法の定めによる。八條、団体交渉の範囲が具体的に実は明記されております。

そこで、今国鉄の当局は、井手発言は後でまた問題になるのですけれども、八條の二号には、昇職、降職、転職、免職、休職、先任権、懲戒の基準などは団体交渉の範囲であると明確にうたつてあるわけですが、それはそれのとおりでいいわけですね。

○加藤(孝)政府委員 今お示しございましたように、公労法八條の二号でそのように定められております。

○井手説明員 お答え申し上げます。

○富塚委員 国鉄当局にお尋ねしますけれども、当然団体交渉の対象として、労使関係の中でこの項目について扱われていることは間違いないですね。

○達田説明員 今回の広域異動につきましては、まず第一点といたしまして、本人の希望がまず前提でございます。本人の希望を前提にいたしまして異動を行っております。

まず、転動についての異動につきましては、これは当局の管理運営事項であるというぐあいに考えておりますが、現行のいろいろなルール、就業規則とかあるいはそういった転動に伴います既存のいろいろなルール、それを使いましてやることは、当然、当局の管理運営事項としてできるというぐあいに考えております。そういった考え方で実施しておりますが、この中身につきましては、当然のことながら組合には十分お話をし、説明をし、理解を得るべく最大限の努力は払ってまいりました。

しかも、これにつきまして、新たにこういった点を労働条件として付与してほしいとか、いろいろな御要望があれば、それについては、私どももいたしましては、団体交渉に依りて十分協議をして、その上で実施したいということで、話し合いは十分続けてまいりましたけれども、国労との間では遺憾ながら話が十分つかなかったという実態がございますが、なお、私どももいたしましては、協議を続ける意思は十分持つておるところでございます。

○富塚委員 ですから、職員局長、配置転換の問題、広域転換問題を含めて、労働条件として組合と協議することは何も否定してないですね。それも否定するのですか。

○達田説明員 もちろん公労法八条の精神は、私どもは守るつもりでございます。

○富塚委員 そうすると、組合側からの申し入れがあったときには、絶対にそれを拒否するということはしませんね、広域転換問題で。

○富西説明員 私どもは、広域異動に伴いまして

関連する労働条件等について交渉すべき申し入れがあれば、交渉するというのを申しまして、国労とも十四回にわたって交渉をいたしております。

○富塚委員 総裁、団交の申し入れがあれば拒否することはないですね。

○杉浦説明員 労働条件の問題に關しまして申し出が現にございまして、交渉をやっているというのが実情でございます。それを拒否することはありません。

○富塚委員 当然、公労法によって、八条各号によつて団交の対象事項イコール労働協約というところの問題、こういう問題についてはいささかも断る理由はないと私は思うのですけれども、総裁、配置転換問題は管理運営の事項だと申されたのは、これは間違いですね、今は団交事項であると認められたんだから。前回運輸委員会のおときには、広域転換は管理運営の事項だ、こうおっしゃったから、それはちよつといただけない、後でまたやりましようと言つて、きよう労働省も公労委も出ましましたのですけれども、それはいいですね。

○杉浦説明員 広域異動そのものは、従来のルールに従う転動等の問題でございますから、そのものずばりは管理運営事項だと私は思っておりますが、しかし、大変重要な中身であり、長年の故郷を離れるような大変な事項でもございまして、いろいろな労働条件の問題につきまして提案等もあるかと思ひます。我々は、その前に既に住宅問題、教育問題、いろいろな問題も検討はいたしておりますが、組合からのお話がございまして、そうした労働条件の問題に關しての提案があれば、交渉に應ずるというふうに申し上げておるところでございます。

○富塚委員 今の労働省労政局長の見解も、公労法によつて国鉄の労使関係がすべて決められる、そしてこれは労働基本権、とりわけ団体行動権の代償として公労委の機関という問題もまた考えられたという趣旨になつてゐるのです。

そこで、昇職、転職、降職、つまり配置転換は労働条件だ、団体交渉の対象事項だということにはつきりしてゐるわけですから、管理運営の事項であるということではないということ、これは確認をしておかなければ、公労法とは何なのかという問題をまた改めて、法律的にそういうことは間違いなと総裁もおっしゃつてゐるわけですから、それはいいですね。

○富西説明員 広域異動につきましては、既に異動に關するルールがございまして、したがつて、その異動に關するルールを適用して異動を行つたケースは過去にも多々ございまして、そういう意味で異動を行うことは管理運営事項であると申し上げたわけでございます。

ただ、その異動に伴つて、宿舍の問題あるいはその異動に伴う配転の手当の問題といったような問題について、関連する労働条件がございする場合、要求があれば、これを交渉していくということとを申し上げたわけでございます。異動そのものは従来のルールにのつて行つてもできるということとを申し上げたわけでありまして、

○富塚委員 そんな詭弁を使つたためであつて、私は公労法のことを聞いてゐるんだ。公労法の八条各号によつてきつと、厳然と配置転換というものは労働条件だ。労働省も間違いないと。それで我々は長い間ずっとやってきたんだ。それを管理運営の事項だなんという理由はない。人事権は経営者が持つてゐるんだ。通常の人事は通常の人事であつたつてゐるんだ。しかし、公労法で労働組合の組織を認められて、団体交渉の対象事項としてやつてゐることは間違いないんだから、それはいいですね。そういうふうに確認をさしていただく。当たり前のことを言つてゐるのに、なぜそんなに……。

○富西説明員 公労法八条には配転に關して協定を結ぶことができるというふうに書いてございまして、これは交渉をすることができるといふ意味でございますが、ただ国鉄は、従来から配転に關するあるいは異動に關するルールを既に持つてお

ます。それをもし変えて新しいルールをつくりたい、新しい基準を設けたいという御要望があるならば、それは交渉事項として交渉にのせることができるという意味でございまして、だからそれができるまでの間異動ができないということの意味するものではないというふうに理解しております。

○富塚委員 総裁は、管理運営の事項であります、この前は言つたけれども、そうじゃない。明らかに配置転換という問題は、公労法八条二号の問題で、八条の中に明確にしてあるんだ、団体交渉の事項を。公労法はそのためできて、長年積み重ねてきてゐるんだ。それは総裁が先ほどもそのように、法律的にそれで問題はない、こういうふうに明言されてゐるんだから、これは管理運営事項なんということは撤回してもらいたいということですよ。総裁は前回ですか、運輸委員会の最後の質問のときに、そういうふうに言うから、それはいいですね、総裁。

○杉浦説明員 前回も申し上げましたが、また先ほども申し上げましたとおり、既にルールがある。そのルールに従つて行ふ行為は管理運営事項であると思ひます。ただ、今富西次長が言いましたように、そのルール自体を変更してくれ、あるいはそのルールはルールでいいけれども、その場合の労働条件について別な協定を結んでくれというふうな申し出がありとすれば、これはもう団体交渉事項であるというふうに思ひます。

○富塚委員 間違ひなく公労法の中の八条は認められて、総裁、いわゆる配転は労働条件であるということは認めるわけでしょう。さつき認められたわけだ。公労法八条に書いてあるんだから、それはいいですね、総裁。

○杉浦説明員 八条に書いてあるとおりでございます。

○富塚委員 それなら、団体交渉の対象事項なら管理運営の事項ではないと言つてゐるんですよ。当たり前のことを言つてゐるのに、別にいいんで

しょう、それで。

○杉浦説明員 私も何遍もお答えしているとお
り、既にルールがあるものについては団体交渉の
必要はないと思います。しかし、新たなルールを
つくるとかあるいはルールの変更は、申し出があ
るとすれば、これは団体交渉いたしますと言つて
おります。

○富塚委員 いいですか、広域配転、四千人の異
動をする。労働組合があつて、そして労働条件の
対象として認められて、つまり団体交渉の対象と
して認められて、何で管理運営の
管理運営の事項というのを撤回して欲しいよ。
それは別なときに使う問題だと思ふのです。私は
労働問題で管理運営、それは日鉄法に基づく人事
権の裁量とかそういうものはわかりますよ。管理
運営事項の問題はわかりますけれども、事公労法
に関する問題で管理運営の事項なんということが
使われてはいけなものであつて、そこはいい
ですね。総裁。——総裁に聞いてるんです。総
裁はこの前勘違いしてたように思ふから、きよ
うは言っているわけですよ。

○杉浦説明員 私は間違つたことを言っているつ
もりはあります。先ほどから繰り返しているつ
もりであります。

○富塚委員 何ですか。管理運営の事項だといふ
ことなんです。公労法八条は認められた。団体交渉
の対象事項、管理運営の事項でないということ
を前提にして考へてもらなければ。

それは労働省にまたお聞きしますけれども、そ
の前にぜひ大臣にこれを見てもらいたいですけ
れども、これは大手私鉄の労働協約です。これは
東京急行、名古屋鉄道、営団地下鉄、全部明記し
てあるわけですよ。いわゆる定員、異動、昇給、昇
格、賞罰の基準などは全部労働協約で締結して
るわけですよ。私鉄そのものも。なぜ国鉄がその
に配置転換の問題にこだわつて、一方的にやる
みたいなのをしなければいけないのかということ
なんです。大臣、これを見てください。

は物すごい労使関係のいいところですよ。中に全
部協約の内容ありますから、ぜひ見ていただきたい
と思うのであります。

そういう状況のもとで、やはり積極的に労使が
団体交渉によつて配置転換問題をまともにい
うことの姿勢に立つてもらわなければ、これは
いつまでたつても、先ほどから言っているよう
に、国労をいじめたてやつていっているように、総裁
はそうじゃないと言つても、いじめたてでそ
んなふうにかつてやつておるのか、戦術的に
やつておるのか、そんなのは今や通用しないとい
ふことですよ。

そこで、労働省にも一つお尋ねしたいのは、
これも見てもらいたい。国鉄の労使問題につ
いて、改めてILOの内閣運輸委員会の採択の問題
があるわけですよ。これは一九八五年一月三十一日
に「鉄道産業における団体交渉の促進に関する決
議」、また一月三十一日、同様に「鉄道における雇
用の損失に関する決議」、そして「交通事業体にお
ける団結権、団体交渉権に関する決議」、これは日
本の国鉄労使の問題をノートして、具体的にILO
Oで取り上げて、日本政府も賛成をして、こうい
うふうに結論が出た問題ですが、労働局長、労働
省がILOに政府の代表として行つておられるの
ですが、このことについて理解をされて、認めて
おられますか。

○加藤孝三政府委員 この報告は、昨年の一月の
ILO内閣運輸委員会における第一決議というこ
とで、ILO理事会に對しまして、国有鉄道制度
の再編成または縮小から生ずる雇用条件の変化を
対象とする自由な団体交渉及び労働協約の締結等
を奨励することを加盟国政府に要請するように求
めたものであるというふうに承知をいたしてお
ります。

これは国有鉄道部門を含め、鉄道運送事業にお
ける雇用条件をめぐる諸問題については、労使が
十分に話し合うことが重要であることを指摘した
ものであると理解しておりますが、労働省とい
ましては、従来からこのような認識に立つて對

処してきたところであり、今後もうこういう方針で
いくべきものである、こう考えております。

○富塚委員 もう一つ、労働基準法第二条に「労
働条件は、労働者と使用者が、対等の立場にお
いて決定すべきものである。」「労働者及び使用者
は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、
誠実に各々その義務を履行しなければならない
。」労働条件対等決定の問題がきちつと労働基
準法第二条に明記されているわけですよ。労働
三法の中の労働基準法のこの精神というものは、
労働省としても十分指導をしていくという姿勢は
変わりないと思ふのですが、いかがですか。

○加藤孝三政府委員 この労使対等決定の原則と
いうのは、やはり労使関係における一つの基本的
な原則であると考えております。

○富塚委員 そうすると、なぜ国鉄だけがそんな
にアブノーマルな労使関係、とりわけ公労法八条
四号の問題でも、団交を——僕らが聞いているの
は、本社が団交を拒否をしている、時々断つてい
る、そしてなおかつ、国鉄の改革の動向というも
のはあるにしても、あるいは井手総裁室長の発言
はあるにしても、今基本的に、民族の大移動じや
ないけれども、大きな改革をする、人を動かさな
ければならぬ、大変な命題を担つておられるとき
に、力づくで勤務成績をとつてみて、そしてどう
とかこうとかなんてやつておる、そんなときであ
つていいのかどうか。私は断言していいと思ふ。

第二のマル生と同じであつて、それは井手さん以
下葛西さんみたいな強い人たちが頑張つておるの
はよくわかるけれども、絶対に将来に禍根を残す
ことは間違いない、僕はそういうふうに見てお
るわけですよ。だからもう積極的に、総裁が言わ
れました、共同宣言にこだわらぬ問題じゃなくて、
労使の信頼関係の話し合いというものを、私はや
はり積極的にしていくべきだと思ふし、同時に労
働組合との協議によつて配置転換をスムーズに進
めていく。広域配転を考へるなら、それをどうい
うふうに労働組合と理解をしようかということ
やつた方がいいのじゃないのか。なぜそんなに国

労が憎いのですか、総裁。やはり徹底的にいじめ
てみたいわけですか。

○杉浦説明員 国労との間では、さつき申し上げ
ましたように、この広域異動に伴う労働条件につ
いての提案がありましたので、十四回にわたつて
協議をいたしております。現にいたしておるわけ
でございまして、ただ、それがこらえ切れずに団
交打ち切りというふうな国労の方から話があつた
わけでございます。私も決してみずから団交
をしないとは拒否したことはありません。

○富塚委員 それなら団交をきちつとして、一致
点を見出して、それを基礎にして信頼関係を内外
に明らかにすることいいですね。

○杉浦説明員 これからもそういう精神なり、実
態としてよく協議を重ねていく、これは私どもの
方針でございます。

○富塚委員 総裁は、積極的に交渉をしたい、団
交もしたい、信頼関係を深めていきたい、国労が
何も憎いのじゃない、やつていきたい、こうおつ
しやつたのだから、速やかにやつて、その上で具
体的な結論によつてやるということいいです
ね、総裁。

○杉浦説明員 そこはちよつと違ふのでございま
して、私も既にでき上がったルールに従つて
広域異動というのには可能である、現に国労の諸君
も希望が出ております。相当の数が出ておるま
す。したがつて、そのルールをもう一回崩してや
り直すということであれば、これはぐあいが悪い
のですが、今のルールに従つてやることはできま
す。ただ、それに伴ういろいろな労働条件、それ
についての提案がありましたので、これは交渉を
いたしますというふうに申し上げておるところで
あります。

○富塚委員 運輸大臣、今ずつと一時間以上やり
とりしてきましたけれども、基本的に組合と話し
合つて協力を求めてやりたい、こう言つておるの
だから、総裁は。だから僕は、共同宣言と労働協
約は一緒のものであるのだから、それは総裁も認
めていらつしやるのだから、世の中の的にもそう

のだから、具体的にやはり団体交渉をする、話し合いをして成熟したことを基礎にして、双方の信頼関係を明らかにしていくことをするの何もおかしくないと思うのですよね。これは大臣、当事者じゃないのですけれども、そういう点で大臣も指導してもらいたいのですが、どうでしょうか。

○三塚国務大臣 たいだいまお聞きしております、富塚委員の言われることも総裁の言っていることも、基本的には共通項があるのだと思うのです。労使関係というのは、事をなすに当たりまして、特にこういう国鉄がスタートして以来の大改革の際は、やはりコンセンサスを求める努力をお互いがしていかなければならぬだろうというふうな思ふのです。言うなれば、平和時における交渉事とこういう緊急時における交渉事というのは、やはりそれぞれの立場に固執をしておつてはならぬだろう。だから、その基本的なコンセンサスは、現実の認識でそれを持つことにおいて、労働条件というものはどうあるべきか、こういうことでいくことが企業の将来にとりまして、職場という安定したものを保持する意味においても大事なことが、こんなふうな思ふのです、私は総裁にも、以下関係者にも申し上げておるのであります、これは日本人社会でありまして、決して敵も味方もいないのです、本来は。そういう意味で共同体でありますから、そういう中で忌憚のない意見開陳を交わすことによって、よりよい状態をつくり上げるようにしてほしいものだ。法律は常識のことを書いておるのが法律だとよく法学者は言われるわけで、ただ紛争が起きては困るから一つの基準を決めるといふことでありまして、本当は常識でこの世の中がいけば、これが一番よろしいことなのかな、こんなふうにも思ふておるわけでございます、広域異動などの問題も、本来でありますれば起こり得ないことなんでしょうね。

ところが分割・民営化、こういう状況の中かねがね両院において御指摘のように、北海道の皆さん、九州の皆さん、その職場で、総理大臣が、一人もあぶれることはさせません、職を失うということはさせません、君もそう言っているが、雇

用機会のないところでどうするんだ、ことを言われまうと大変つらいところでありまして、そういう意味で、その諸状況に応じて、希望により、と

いう使命の中でまいりますならば、そこは譲り合える、また協調できる一つのラインなのか、こんなふうにも実は参議院の予算総括、一般質問の際も申し上げていただきました。それは必ずしも一〇〇%そうだと御理解をいただいたとは思っておりません。またいろいろな御指摘、御注意をいただいております。そういう御議論も体しながら、よく国鉄も今後指導してまいりたい、こう思っています。

○富塚委員 大臣も以前の自民党の幹部をやつていらつしたときとは今違つたんだから、大臣として改革をやるべき時期を迎えているわけですから、歴史に残る大変な大臣なんだから、やはりそのところはもつと積極的に国鉄の経営者をアドバイスしてもらいたい、私はこう思っています。

公労委の会長さん、大変申しわけありません。既にいろいろやりとりをお聞きになつて、あるいはまた国鉄労働組合の調停提訴について取り扱つてきた経緯からもよく事情は知つていただいております。思ひます、堀さんは労働省の事務次官もやられたベテランでありますから、私もよく存じ上げておりますので、一つ二つお尋ねをしたいのであります。

このような国鉄の労使の現状について、今何といひましてもまだ新しい国鉄でありま

をいただいているわけですけれども、国鉄のこうした労使の現状についてどういふふう

に受けとめていらつしやるか、ちよつと所感を聞かしていただきたく存じます。

○堀参考人 国鉄につきましては、国鉄の置かれておる現状及び特に先ほど来いろいろ指摘されました雇用問題の重要性に

かんがみまして、当事者双方において事態の円満な解決を図るために自主的な努力をお続けいただくことが基本である、私はそのように考えております。

○富塚委員 既に広域配転問題で労使間の協議が成熟をしないで、このところは総裁、ちよつと聞いてもらいたいのですけれども、既に団体交渉をやつて成熟しないから公労委に調停申請を国労はしたわけですよ。これは管理運営事項じゃなくて、団体交渉をやつて、やつて

さんいろいろ御議論があつたようでござい

ます。また我々も我々なりの意見を申し上げたわけでございますが、結果といたしましては、これは調停不能というふうな形になりました。その経過の断面でいろいろ意見があつたであらうといふふう

に思ふわけでございますが、一断面、一断面をとらえてどういふようなことを申し上げる筋ではないと思ひます。

○富塚委員 公労委のお手数を煩わして、一つの公労委の判断に立つというときに、なぜ国鉄の経営者がそれを拒否しなければならぬかというのはどうしたつてこれは納得できないですね。まして円滑にいくように、今回の広域異動の実施については、職員の希望が得る限り尊重され、職員間にいたずらな不安が生ずることのないよう適切な配慮をする

とともに、円滑に運営するよう中央地方の対応機関で話をし。これは明らかに団体交渉を拒否するために、結局断つたとか現実

った問題でしようが、当然だと思うし、時期を見て十分考えなければならぬという趣旨のことを言われたと我々ちよつと、労働側委員から承つたのですけれども、現実にはこの国鉄がこうした労使関係のままで推移するということは、もうこれは決して再建問題はうまくいかない、絶対にうまくいかないと言つていいと思つたのです。労使関係がうまくいかなくて、そしてうまくいったためしなというところは現実にはないので、私はそう思つています。

ですから、そういう点で公労委の会長に、現存する現在の国鉄はまだ公労法の適用下にあつて、そして公労委に大要お世話になつてゐるわけですが、会長さんの立場として、そのことに努力をしていただきたいと思つたのですが、いかがなものでしようか。

○堀参考人 ただいまお話がありましたのは、四月一日ではなくて三月二十八日のことだつたと記憶しております。労働側の三人の委員がおいでになりまして、広域配転等の問題について調停申請を出したいからよろしく願ひします、こういう話がありまして、それからいろいろ御意見なり事態の説明がありました。私もそれを伺つたわけでありましたが、いづれにいたしましても、国鉄の置かれておる現状や雇用問題の重要性にかんがみまして、うまくいかないことは非常に憂慮すべき事態である、だから調停申請がありましたならば、調停委員会をつくつて公労委としても公正な立場において審議をいたしましょう、こういうことを申し上げたのが、今富塚委員の言われたことだらうと思つたのです。

その後、調停委員会を設けまして、調停の作業をいろいろ進めましたが、結局労使間の主張に隔たりがありまして、調停委員長勧告を出すに至らなかつたわけでありまして。調停不調ということに四月十日にはなつたわけでありましたが、その際に、調停委員長からも、調停は一応これで不調になるけれども、労使双方ともこの問題の円満解決のためにぜひ自主的な努力を続けてもらいたい、

そして円満な解決を図られることを期待するといふ旨を要望いたしました。

そのような経緯でありまして、私も、そのようなことが早く実現すればまことに結構なことである、このように考えておる次第であります。

○富塚委員 これから先行きのこと、しよつちゅう紛争、対立、調停だ、あつせん、そんなことばかりやるなんというところは決していいことじやありませんから、そういう意味で公労委も会長さん以下ぜひひとつ積極的に努力をしていただきたい。それは総裁、使用者側委員になつてゐるものと井上副総裁なんかも、国鉄の管理者の皆さんになぜ労使で話し合ふめかとしよつちゅう言つていても、け飛ばしてばかりいて全然話し合ひないといふ、そういうことを私は現実には聞いております。なぜそんなに話し合ひを拒否しなければならぬのか、何の意図を持つてゐるのか、何かを考えてゐるのかといふことに結局なつてしまふので、そのところは、今公労委の会長も希望されてゐる、やはり労使関係というのはいかにかなければだめなんでありまして、そういう点でぜひひとつ考えていただきたいといふふうに思ひます。

重ねて最後に大臣、これからのこの法案の問題、そして新たに提案されようとしてゐる国鉄の改革法案、この問題を円滑に進めるには、やはりどうしても労使関係が基本であります。組合員の七割を持つてゐる組合を敵に回して、そして断固断固やつてゐるなんて、そんな逆立ちしたことを考へていて、どんなに力がある職員局の面々か知りませんけれども、そんな問題じやない。まして国民的な注目の的、これだけの改革をやらうといふことを考へておられるのですから、我々は我々なりに一つの対案を持つて対峙してやりますけれども、労使関係の問題について、大臣は国鉄の経営者に対して積極的な指導をしていただきたいといふふうに思ひます。

その点について重ねて大臣の見解をお伺ひいたします、私の質問を終わることにいたします。

以上です。

○三塚国務大臣 もう富塚先生も労働問題のエキスパートでありますし、労使問題はみずからの労使問題として対等の立場の中で取り進められてしかるべきことでもあります。基本的には国鉄労使が謙虚に、また今日の事態の深刻さを目を向けられて、真剣に話し合ひを進めてほしいと思ひます。

同時に、大事なポイントでありますから、運輸大臣としても、時にぎくしゃくするということでありますれば、しつかりやるように、協調して取り進むように指導してまいるつもりであります。

○富塚委員 終わります。

○山下委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局